

# 参考資料編

## — 目次 —

	資料名	ページ
①	地方財政に関する調査研究会 開催要領及び構成員名簿	1
②	地方財政に関する調査研究会 開催状況	3
③	災害救助法の概要（内閣府 資料）	4
④	激甚災害制度の概要（内閣府 資料）	27
⑤	特別交付税（地方交付税制度研究会 資料）	34
⑥	各種災害に対する財政措置一覧表（地方財政制度研究会 資料）	35
⑦	災害救助法適用日・激甚災害の指定について	64
⑧	中期的な財政収支の試算（熊本県 資料）	65



## 地方財政に関する調査研究会 開催要領

### 1 趣旨

地方公共団体が将来にわたって健全な財政運営を確保できるよう、「地方財政に関する調査研究会」を開催し、地方公共団体の中長期的な財政運営に資する具体的な取組事例・手法及びその課題について調査・研究を行う。

### 2 名称

本研究会は、「地方財政に関する調査研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

### 3 内容

地方公共団体が健全な財政運営を中長期的に確保するための国内及び海外の取組事例・手法及びその課題を中心に調査・研究を行う。

### 4 構成

別紙のとおりとする。

### 5 運営

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行するものを指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じて必要な者から意見を聞くことができる。
- (4) 本要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し、必要な事項は、座長が定める。

### 6 開催日程

平成 29 年 9 月から開催する。

### 7 庶務

- (1) 研究会の庶務は、地方支援部調査企画課が行う。
- (2) 研究会の活動に要する経費については、地方公共団体金融機構が負担する。

## 構成員名簿

(五十音順、敬称略)

### (委員)

- 伊集 守直 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授  
倉地 真太郎 明治大学政治経済学部専任講師  
宮崎 雅人 埼玉大学大学院人文社会科学科研究科准教授  
茂住 政一郎 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授

### (幹事)

- 佐藤 文俊 地方公共団体金融機構理事長  
遠藤 寛 地方公共団体金融機構副理事長  
吉川 浩民 地方公共団体金融機構理事  
須藤 明裕 地方公共団体金融機構経営企画部長  
大山 啓祐 地方公共団体金融機構融資部長  
杉田 憲英 地方公共団体金融機構地方支援部長  
水上 拓也 地方公共団体金融機構地方支援部副部長  
池上 治樹 地方公共団体金融機構審査室長

## 地方財政に関する調査研究会 開催状況

### 第1回開催 令和2年2月6日（木）

- （1）地方財政に関する調査研究会の進め方について
- （2）調査対象団体の選定について
- （3）調査対象団体に対する調査項目について

### 第2回開催 令和2年10月8日（木）

- （1）ヒアリング①（石川県）
- （2）ヒアリング②（石川県穴水町）
- （3）ヒアリング③（石川県輪島市）

### 第3回開催 令和2年10月14日（水）

- （1）ヒアリング①（和歌山県）
- （2）ヒアリング②（和歌山県新宮市）
- （3）ヒアリング③（奈良県十津川村）

### 第4回開催 令和3年3月26日（金）

- （1）報告書（案）について

# 災害救助法の概要 (令和2年度)



内閣府政策統括官（防災担当）  
避難生活担当、被災者生活再建担当

## 目 次



※災害救助法第2条の2の規定により、救助実施市が行うこととされている事務については、「都道府県」とあるのは「都道府県又は救助実施市」に、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は救助実施市の長」と読み替える。

1. 災害救助法とは何か	
① 沿革、法制上の位置づけ	1
② 制度の概要	3
③ 救助の実施概念図	5
④ 法の基本原則	6
⑤ 災害救助基金の概要	7
2. 災害救助法の適用に当たって	
① 適用基準（災害救助法施行令）	8
② 法適用の判断	10
③ 法適用の状況（平成26～令和元年度）	11
④ 災害情報等	22
3. 災害救助法の運用	
① 事務の流れ	23
② 各救助項目ごとの概要（令和元年度）	24
③ 災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について	44

# 1. 災害救助法とは何か ①沿革、法制上の位置づけ

## 1. 沿革

- 災害救助に係る法律としては、明治32年制定の「罹災救助基金法」があったが、同法は、
  - ① 基金に関する法律で、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと
  - ② 支給基準が地方ごとで異なり、地域格差があったことに加え、終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること
 等の問題があり、昭和21年の南海地震を契機に、これに代わるものとして、**昭和22年に「災害救助法」が制定された。**
- 昭和28年及び34年の法令改正で、救助項目の追加が行われた。
- 昭和34年の伊勢湾台風等を契機として、災害対策の総合性・計画性を確保するとともに、広域的な大規模災害に対応する体制を整備するために、昭和36年に「災害対策基本法」が制定され、災害救助法の一部が災害対策基本法に移管された。
- **平成11年**の地方分権一括法の制定により、**災害救助法は従前の「機関委任事務」から「法定受託事務」となった。**
- 平成23年の東日本大震災を受けて、「災害対策基本法」をベースに防災、発災後の応急期対策、復旧・復興を一元的にカバーする内閣府へ「災害救助法」を移管することで発災後のより迅速な対応を行うため、**平成25年10月に同法は内閣府に移管された。**
- 平成23年の東日本大震災、平成28年熊本地震を教訓に、**内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施が可能となる法改正**を行った。
- 令和元年台風第15号を契機として、住宅の応急修理の制度を一部損壊（損害割合10%以上20%未満）までに拡充を図る。

<参考> ー災害救助項目追加の変遷ー

### 法制定時[昭和22年]

- 收容施設の供与 ○ 炊出しその他による食品の給与 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産 ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬

### 昭和28年法改正

- 飲料水の供給 ○ 被災者の救出 ○ 住宅の応急修理 を追加 ○ 收容施設に応急仮設住宅を含むことの明文化

### 昭和34年政令改正

- 死体の捜索及び処理 ○ 障害物の除去 を追加

1

## 2. 災害対策法制上の位置づけ

- 我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律**である。



## 3. 災害救助法の適用でどう変わる？

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		<b>救助の実施主体</b> (基本法5条)	救助の後方支援、総合調整 (基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	<b>救助の実施主体</b> (法2条) (救助実施の区域を除く (法2条の2))
	事務委任	<b>事務委任を受けた救助の実施主体</b> (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担) (法21条)

# 1. 災害救助法とは何か ②制度の概要

## 1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

## 2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任**できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

## 3. 救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索・処理
- 障害物の除去

## 4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等**(令第1条第1項第4号)

3

## 5. 救助の程度、方法及び期間

### (1) 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準(※)に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**(※ 平成25年内閣府告示第228号)

### (2) 特別基準

**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。**

## 6. 国庫負担

普通税収入見込額の割合

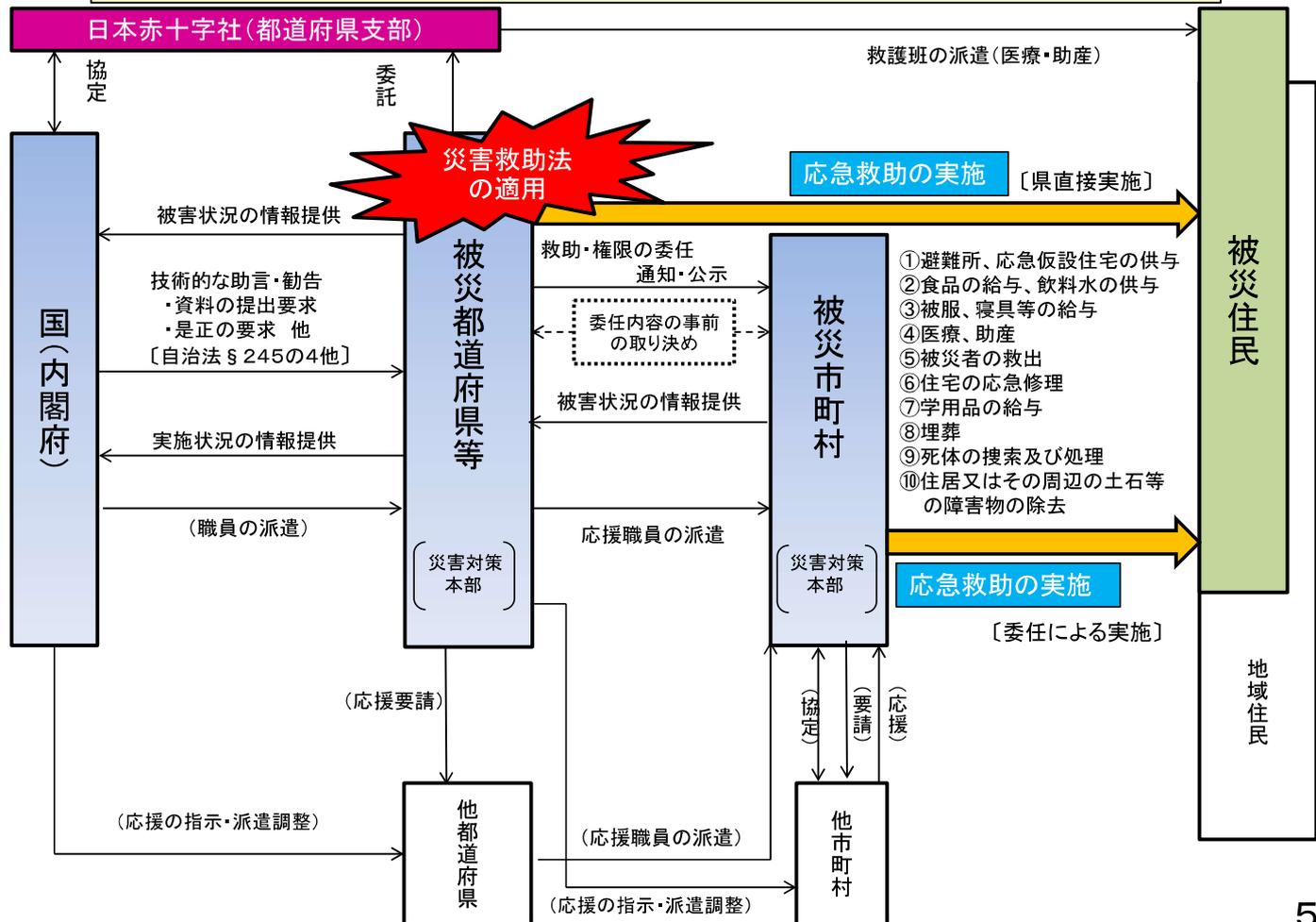
国庫負担割合

① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分	→	50 / 100
② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分	→	80 / 100
③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分	→	90 / 100



例: 普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合  
国庫負担額 = ①(20億円の50%) + ②(20億円の80%) + ③(残り60億円の90%) = 計80億円

# 1. 災害救助法とは何か ③救助の実施概念図



5

# 1. 災害救助法とは何か ④法の基本原則

## I 平等の原則

- 現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差しのべなければならない。

## II 必要即応の原則

- 応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。

## III 現物給付の原則

- 法による救助は確実に行われるべきであり、物資や食事、住まい等についての法による救助は、現物をもって行うことを原則としている。

## IV 所在地救助の原則

- 発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被災者の所在地において実施することを原則としている。
- 住民はもとより、旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その所在地を所管する都道府県知事が救助を行う。

## V 職権救助の原則

- 応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事はその職権によって救助を実施する。

# 1. 災害救助法とは何か ⑤災害救助基金の概要

## 1. 目的

- 都道府県は、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

## 2. 基金の積立方法

- 前年度の前3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てることが原則。
- 都道府県は、各年度における基金の積立状況について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書により内閣総理大臣に情報を提供しなければならない。

## 3. 基金から支出することができる費用

- 基金から支出することができる費用
  - ① 法による救助に要した費用
  - ② 法による給与品の事前購入に必要な費用(基金による備蓄物資)
  - ③ 基金の管理に必要な費用(※)
    - ※ 基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。
- 災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

## 4. 基金による備蓄物資

- 基金による備蓄物資は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品に限られる。  
 具体例: 食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品(※)等  
 ※ 要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材についても基金による備蓄が可能。
- 救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。
- 基金による備蓄物資の管理は、毎年度当初において、時価による評価をしておくこと。

7

# 2. 災害救助法の適用に当たって ①適用基準(災害救助法施行令)

## 1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第1条第1項第1号)

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること(令第1条第1項第2号)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000	5,000人未満	15
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500	5,000人以上 15,000人未満	20
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000	15,000人以上 30,000人未満	25
3,000,000人以上	2,500	30,000人以上 50,000人未満	30
		50,000人以上 100,000人未満	40
		100,000人以上 300,000人未満	50
		300,000人以上	75

(3) 当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること(令第1条第1項**第3号前段**)

都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数	都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数
1,000,000人未満	5,000	2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000	3,000,000人以上	12,000

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が減失したものであること(令第1条第1項**第3号後段**)

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第1条)

## 2. 生命・身体への危害が生じた場合(いわゆる「4号基準」)

**多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合**であって、内閣府令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項**第4号**)

- ・ **災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。**(府令第2条第1号)
- ・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第2条第2号)

## 2. 災害救助法の適用に当たって ②法適用の判断

### 1. 法適用判断の背景

- 災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。
- 国(内閣府防災)からも報道等の情報を元に、被害の大きいと思われる都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っており、助言を契機に法適用の検討が開始される事例も多いと思われる。

### 2. 住家被害(1～3号基準)による判断の背景

- 市町村ごとに客観的な基準が明確であることから、**適用の判断がしやすい反面**、住家被害の確定には一定の期間を要するため、**発災後ただちに適用判断することが困難**。

### 3. 生命・身体への危害(おそれを含む)(4号基準)による判断の背景

- **発災後の迅速な適用が可能**であるが、客観的な基準があるわけではないことから、**被害の程度が不明確な状況での適用を逡巡する傾向**がある。



- 法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも**迅速な法適用が必要**であり、**迅速な法適用判断が可能**な4号基準による適用を積極的に進めるべき。
- 法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、**判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織(環境)づくりが重要**。

## 2. 災害救助法の適用に当たって ③法適用の状況 (平成26～令和元年度)

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
平成26年	7月9日	7月9日	平成26年台風第8号	長野県	南木曾町	4号
	7月14日	7月9日		山形県	南陽市	1号
	8月8日	8月3日	平成26年台風第12号	高知県	いの町	1号
	8月9日	8月9日	平成26年台風第11号	高知県	高知市、大豊町	4号
	8月10日	8月9日		高知県	四万十町	4号
	8月10日	8月9日		徳島県	那賀町	4号
	8月17日	8月17日	平成26年8月15日からの大雨	京都府	福知山市	4号
				兵庫県	丹波市	
	8月20日	8月20日	平成26年8月19日からの大雨	広島県	広島市	4号
	9月27日	9月27日	御嶽山噴火による被害	長野県	木曾町、王滝村	4号
	11月23日	11月22日	長野県神城断層地震	長野県	白馬村、小谷村、小川村	4号
12月9日	12月8日	12月5日からの大雪	徳島県	三好市、つるぎ町、東みよし町	4号	
平成27年	5月29日	5月29日	口永良部島噴火	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	4号
	9月10日	9月9日	平成27年9月関東・東北豪雨	茨城県	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、結城郡八千代町、猿島郡境町	4号
	9月11日	9月9日		茨城県	守谷市、坂東市、つくばみらい市	4号
	9月11日	9月9日		栃木県	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡野木町	4号
	9月12日	9月9日		栃木県	下都賀郡壬生町	4号
	9月11日	9月10日		宮城県	仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町	4号
	9月30日	9月28日		平成27年台風第21号	沖縄県	八重山郡与那国町

11

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
平成28年	4月15日	4月14日	平成28年熊本地震	熊本県	全市町村	4号
	8月31日	8月30日	平成28年台風第10号	北海道	帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町	4号
	8月31日	8月30日		岩手県	盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町	4号
	10月21日	10月21日	平成28年鳥取県中部地震	鳥取県	倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町	4号
	10月24日				東伯郡三朝町	
12月22日	12月22日	平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	新潟県	糸魚川市	4号	
平成29年	7月6日	7月5日	平成29年7月九州北部豪雨	福岡県	朝倉市、朝倉郡東峰村	4号
	7月7日	7月5日			田川郡添田町	
	7月6日	7月5日		大分県	日田市、中津市	4号
	7月28日	7月22日	平成29年7月22日からの大雨	秋田県	大仙市	1号
	9月19日	9月17日	平成29年台風第18号	大分県	佐伯市、津久見市	1号
	10月26日	10月22日	平成29年台風第21号	三重県	伊勢市	1号
	10月27日	10月22日				度会郡玉城町
	10月30日	10月22日		京都府	舞鶴市	1号
10月27日	10月21日	和歌山県		新宮市	1号	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
平成29年	2月7日	2月6日	平成30年2月4日からの大雪	福井県	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町	4号
	2月15日	2月13日			越前市	4号
	2月14日	2月14日	平成29年度豪雪	新潟県	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町	4号
平成30年	6月18日	6月18日	平成30年大阪府北部を震源とする地震	大阪府	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町	4号
	7月8日	7月6日	平成30年7月豪雨	岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村	4号
		7月8日			岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町	
	7月7日	7月5日		京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町	4号
	7月7日	7月5日		兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町	
		7月6日			姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町	4号
		7月7日			養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町	

13

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準	
平成30年	7月6日	7月6日	平成30年7月豪雨	鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町	4号	
	7月7日				東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町		
	7月12日	7月6日		島根県	江津市	1号	
	7月19日				邑智郡川本町		
	7月7日	7月5日		岡山県	岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、苫田郡鏡野町	4号	
	7月8日				玉野市		
	7月9日				小田郡矢掛町		1号
	8月31日				津山市、美作市		3号 前段
	7月6日	7月5日		広島県	広島市、安芸郡坂町	4号	
	7月7日				呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町		
	7月31日				三次市、庄原市		2号
	7月13日	7月6日		山口県	岩国市	1号	
	7月7日	7月5日		愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町	4号	
	7月25日				八幡浜市		2号

14

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
平成30年	7月6日	7月6日	平成30年7月豪雨	高知県	安芸市	4号
	7月7日				長岡郡本山町	
	7月8日	7月7日			香南市	
		7月8日			宿毛市	
	7月11日				7月8日	
	7月12日	7月5日		福岡県	幡多郡大月町	3号 後段
	8月10日				飯塚市	1号
	9月1日	8月31日		平成30年8月30日からの大雨	山形県	新庄市、最上郡 最上町、最上郡 舟形町、最上郡 真室川町、最上郡 大蔵村、最上郡 鮭川村、最上郡 戸沢村
9月6日	9月6日	平成30北海道胆振東部地震	北海道	全市町村 ※北方領土の6村を除く	4号	

15

## (令和元年度～)

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年	8月28日	8月28日	令和元年8月の前線に伴う大雨	佐賀県	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町	4号
	9月12日	9月9日	令和元年台風第15号の影響による停電	千葉県	千葉市(中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区)、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町	4号
	9月24日	9月8日	令和元年台風第15号に伴う災害	東京都	島しょ大島町	1号
	10月13日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町	4号

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年	10月13日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡町七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町	4号
	10月12日			福島県	郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、東白川郡棚倉町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村	4号
	10月13日				福島市、会津若松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、南会津郡下郷町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡会津美里町、西白河郡矢吹町	

17

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準	
令和元年	10月19日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	福島県	喜多方市、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、東白川郡矢祭町、	4号	
	10月12日			茨城県	日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、常陸大宮市、桜川市、東茨城郡城里町、久慈郡大子町		
	10月13日				水戸市、土浦市、結城市、常総市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市		
	10月14日				神栖市、東茨城郡茨城町		
	10月19日				古河市、下妻市、鉾田市、つくばみらい市、東茨城郡大洗町、結城郡八千代町、猿島郡境町		
	10月12日			栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町		
	10月16日				那須烏山市		1号
	10月17日				小山市		2号
	10月19日			群馬県	下野市、河内郡上三川町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、下都賀郡壬生町		
10月12日	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、利根郡みなかみ町、邑楽郡千代田町、邑楽郡邑楽町	4号					

18

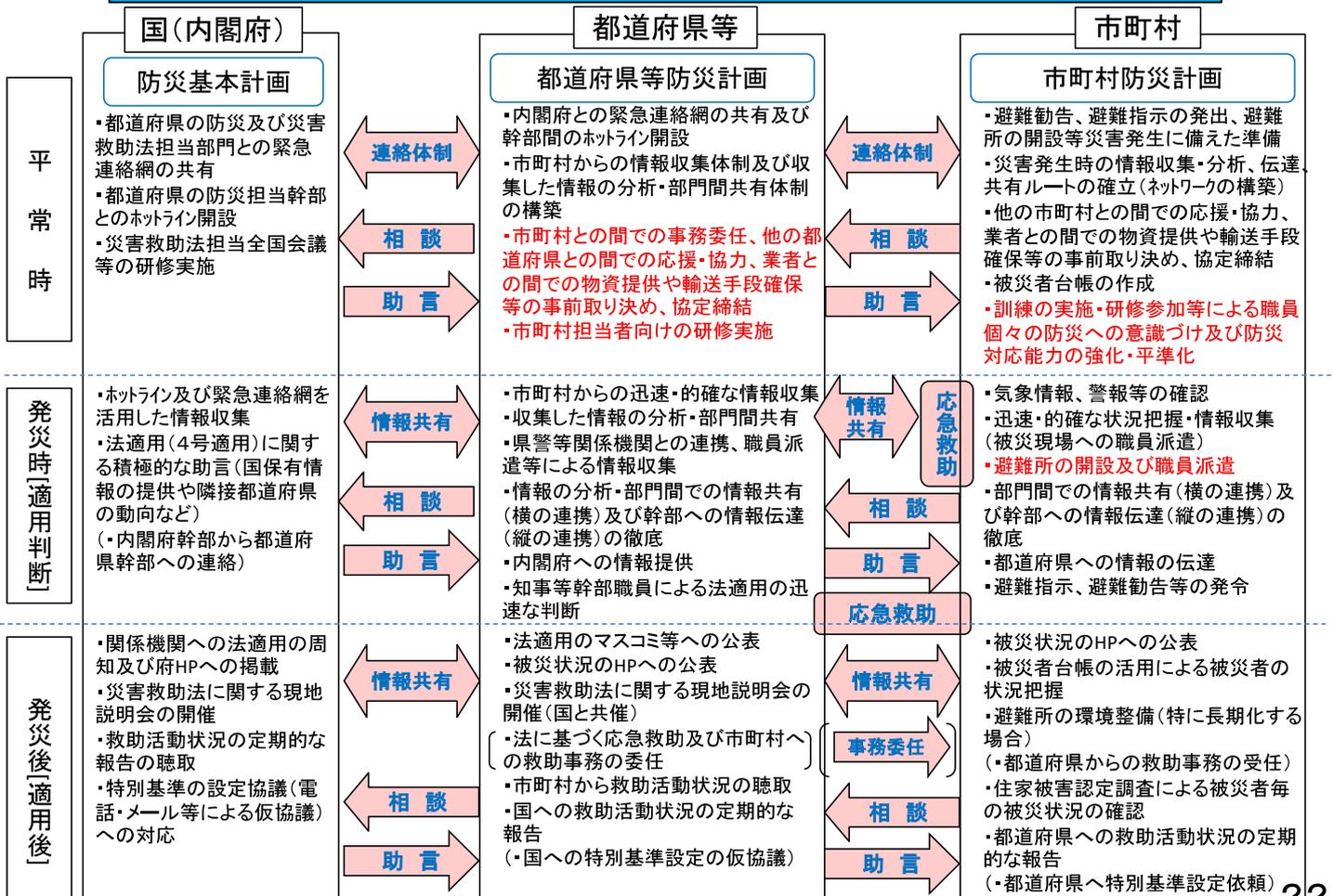
年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年	10月19日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	群馬県	伊勢崎市、北群馬郡榛東村、佐波郡玉村町、邑楽郡大泉町	4号
	10月12日			埼玉県	熊谷市、秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、入間市、坂戸市、日高市、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、秩父郡東秩父村、児玉郡美里町、児玉郡神川町、大里郡寄居町	
	10月13日			さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、鶴ヶ島市、入間郡三芳町、児玉郡上里町		
	10月19日			春日部市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、桶川市、八潮市、ふじみ野市		
	10月12日			東京都	豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、日野市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町	
	10月13日			墨田区、世田谷区		
	10月19日			大田区、調布市、狛江市		

19

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年	10月12日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	神奈川県	川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村	4号
	10月13日			新潟県	上越市、糸魚川市、妙高市	
	10月12日			山梨県	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南巨摩郡富士川町、南都留郡道志村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村	
	10月12日			長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年	10月14日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	長野県	塩尻市、諏訪郡原村、下高井郡野沢温泉村	1号
				静岡県	伊豆の国市、田方郡函南町	

## 2. 災害救助法の適用に当たって ④災害情報等



### 3. 災害救助法の運用 ①事務の流れ

	国(内閣府)	都道府県等	市町村
被害状況の把握	・関係機関からの情報収集	・関係機関からの情報収集	・迅速、かつ、正確に管内の被害状況を把握
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認(必要に応じて)助言	・市町村からの被害情報を確認、内閣府へ報告	・都道府県へ情報提供
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び必要な助言	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、内閣府へ情報提供 ・県内各関係機関に連絡(連携協力)	〔都道府県知事に災害救助法の適用要請〕
応急救助の実施	〔他の都道府県知事に対する応援の指示〕	・救助の実施等 〔(必要に応じ)他の市町村及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請〕	・応急救助に当たる(都道府県から委任を受けた救助等)
中間情報	・情報の受理及び必要な助言	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供(以下、状況判明次第随時情報提供)	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定を情報提供(以下、状況判明次第随時情報提供)
特別基準の協議	・同意の要否及び程度等判断及び必要な助言、指導	・一般基準により難い特別の事情があるときは、その都度特別基準を内閣府に協議	〔都道府県知事に特別基準の要請〕
救助完了についての情報	・情報の受理及び必要な助言、指導	・応急救助完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類毎の実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類毎の実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供
負担金の申請等	・精算監査 ・申請に基づく交付決定 ・精算確定	・精算監査 ・精算交付申請(概算交付可)	・応急救助等に基づく救助費(繰替支弁を行った額)を都道府県知事に申請

23

### 3. 災害救助法の運用 ②各救助項目ごとの概要(令和元年度)

#### (1)ー1 避難所の設置

	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり <u>330円</u> 以内	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

#### 主な留意事項

- あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。
- 要配慮者向けに福祉避難所(次頁参照)を設置することも可能であること。
- 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。
- 設置期間の長期化が予測されるときには、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講ずること。
- 応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消についても、検討すること。
- 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布すること。

※ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月策定、平成28年4月改定)  
「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月策定)、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月策定)  
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

## (1)-2 福祉避難所の設置

	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり 330円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金 職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ① おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ② 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

### 主な留意事項

- 一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所でなくても、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合は対象。
  - 公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等も、発災後に福祉避難所として利用できること。
  - 特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。
  - 福祉避難所を指定したときは公示し、その施設の情報について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。
  - 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布すること。
- ※「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月策定)  
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

25

## ( (1) の参考) 避難所でできること (災害救助法の対象となるもの)

避難所の運営等について、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる一例を以下に紹介する。  
 なお、各市町村において、判断に困った時は、災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県または救助実施市に相談願いたい。

### 主に食事に関すること (温かく栄養バランスのとれた食事のために)

- 保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇い上げ
- 炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保や簡易調理室の設置 (一つの調達先に頼って食材が偏ることがないように注意)
- 被災者用の弁当などの購入

### 主に生活環境の整備に関すること

- 緩衝材としての畳、カーペットのレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のための段ボールベッド等の購入
- 避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)
- 被災者のための毛布、タオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、市販薬などの購入、携帯電話の充電器などの貸与

### 主に衛生及び暑さ対策に関すること

- 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室の設置、仮設ランドリー (洗濯機、乾燥機) 仮設トイレ、授乳室
- 仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設への送迎と入浴料の支払い
- 暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)、氷柱や氷の購入

### 主に避難所の設置に関すること

- 障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置
- 情報収集等のためのテレビ、テレビ等のレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)

## (2)－1 応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 5,714,000円以内	
住 宅 の 規 模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着 工 時 期	災害発生の日から20日以内	
救 助 期 間	完成の日から最長2年(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

### 主 な 留 意 事 項

- 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
- 「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。(令和元年10月公布)

27

## (2)－2 応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	地域の実情に応じた額(実費)	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住 宅 の 規 模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着 工 時 期	災害発生の日から速やかに提供	
救 助 期 間	最長2年(建設型応急住宅と同様)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

### 主 な 留 意 事 項

- あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。
- 被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等(集会施設)を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。
- 「借上型仮設住宅」について、その呼称を「賃貸型応急住宅」を改める。(令和元年10月公布)

## (参考) 応急仮設住宅の種類

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、「建設型応急住宅」、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」及びその他適切な方法によるものに分類され、災害救助法に基づく応急救助の実施主体である都道府県が被災者に対して供与するものである。

応急仮設住宅については、**迅速な供与**ができるか、**コスト面の見合い**はどうか、**仕様の問題**等を勘案し、**地域の実情**に応じて被災者に供与されることが望ましい。

### 1. 建設型応急住宅

例：プレハブ・木造など

※ 給排水配管、電気等の接続をしたもの



### 2. 賃貸型応急住宅

(いわゆる、みなし仮設)

例：民間賃貸住宅



避難所で生活されている被災者が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与している。

### 3. その他

例：トレーラーハウス  
コンテナハウスなど



29

## (3) 炊き出しその他による食品の給与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり 1,160円以内	1人平均かつ3食でという意味である
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

## 主 な 留 意 事 項

- 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。
- 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。
- 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。
- 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。
- 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

#### (4) 飲料水の供給

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械:自動車、給水車、ポンプ等 器具:バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品:ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材:ろ水器に使用するフィルター等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

#### 主 な 留 意 事 項

- 災害により現に飲料水を得ることができないかどうかが救助の判断基準であるので、**住家の被害は問わない**。
- 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。
- **水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない**。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。

31

#### (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期(夏・冬)、世帯人数によって基準額が異なる
救 助 期 間	災害発生の日から10日以内	
対 象 経 費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレtpーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

#### 主 な 留 意 事 項

- 法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、**現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない**。なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。
- 被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見えていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。
- この救助は、**見舞制度ではない**ので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

<別記> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

※ ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。

この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

33

(6) - 1 医療及び助産【医療】

	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療(施術)(注)を行うことができる。	(注)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から14日以内	
対象経費	救護班: 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所: 国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者: 協定料金の額以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。
- 患者の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

## (6)一2医療及び助産【助産】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

### 主 な 留 意 事 項

- 災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療(産婦人科)が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。
- 本人の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

35

## (7)被災者の救出

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救 助 期 間	災害発生の日から3日(72時間)以内 (死体の捜索の場合は10日以内)	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行
対 象 経 費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

### 主 な 留 意 事 項

- 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としており、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。
- いわゆる通常の避難は救出には含まれない。被災者が能動的に避難しうる状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。
- 人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。
- 被災した原因は問わない。現に捜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうとを問わない。

## (8)住宅の応急修理「半壊・大規模半壊」

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 595,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救 助 期 間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

### 主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。
- 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。(ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可)
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

37

## (8)住宅の応急修理「準半壊」

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害(=損害割合)が10%以上20%未満のものを指す
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 300,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救 助 期 間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

### 主 な 留 意 事 項

- 令和元年10月23日公布・施行(令和元年の災害から適用となる。)(令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号を含む)
- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊等と考え方は同じである。
- なお、一部損壊のうち、損害割合が10%未満の損傷については、対象とならない。
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

## (9)学用品の給与

一 般 基 準	
対象者	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)
費用の限度額	①教科書、正規の教材:実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品: 小学校児童 <u>4,500円</u> 以内 中学校生徒 <u>4,800円</u> 以内 高等学校等生徒 <u>5,200円</u> 以内
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材: <u>1か月</u> 以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品: <u>15日</u> 以内

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

対象経費	①教科書及び正規の教材	学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑 等
	②文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 等
	③通学用品	傘、靴、長靴 等
	④その他の学用品	運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 等

### 主 な 留 意 事 項

- 通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給して差し支えない。
- この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

39

## (10)埋葬

	一 般 基 準	備 考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人(12歳以上): <u>215,200円</u> 以内 小人(12歳未満): <u>172,000円</u> 以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対象経費	①棺(付属品を含む) ②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) ③骨壺及び骨箱	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

### 主 な 留 意 事 項

- 法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。
- 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病気等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱い差し支えない。
- 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。

## (11)死体の捜索・処理

※「死体の捜索」については、「(7)被災者の救出」を参照

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり:3,500円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時:通常の実費 上記が利用出来ない場合: 1体当たり5,400円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案:救護班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金 職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。 それ以外の場合も、遺族等がいる 場合は当該遺族等が負担。
救 助 期 間	災害発生の日から10日以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

### 主 な 留 意 事 項

- 遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体がある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。
- 死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。
- 法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。

41

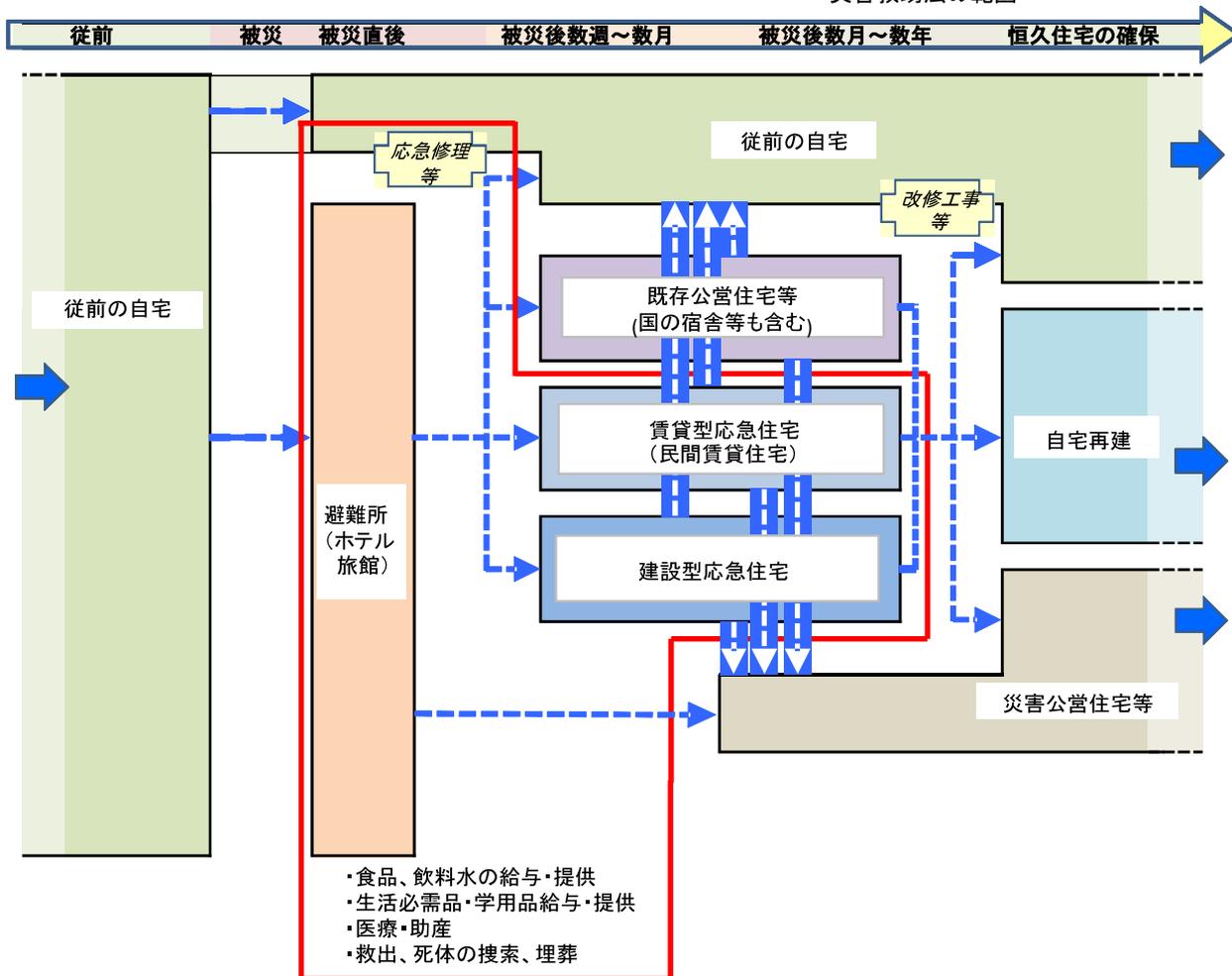
## (12)障害物の除去

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり 137,900円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救 助 期 間	災害発生の日から10日以内	
対 象 経 費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

### 主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「**応急仮設住宅の供与**」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。



### 3. 災害救助法の運用

#### ③ 災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について

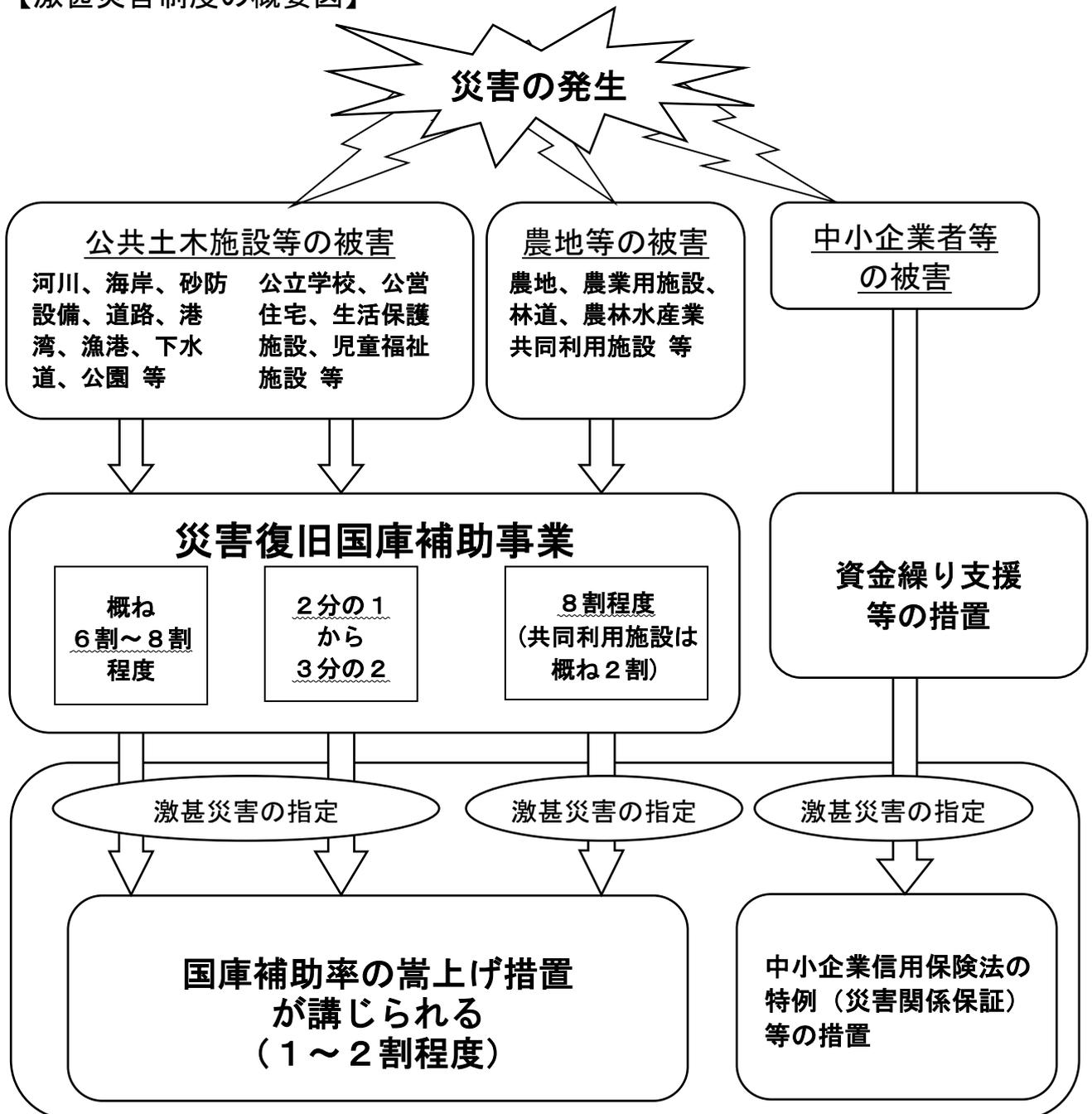
住家被害状況	災害救助法	被災者生活再建支援法
全壊	↑ ↑ ↑ ↑ ↑	基礎支援金 100万円 ※半壊解体等含む 加算支援金 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃貸 50万円
大規模半壊	↑ ↑ ↑ ↑ ↑	基礎支援金 50万円 加算支援金 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃貸 50万円
半壊	↑ ↑ ↑ ↑ ↑	住宅の応急修理 (59万5千円以内) 応急仮設住宅の供与
床上浸水	生活必需品の供与 (被服・寝具等) 学用品の給与 障害物の除去 (13万7千9百円以内)	※併給不可 応急仮設住宅は元の住家に住めなくなった方に仮住まいを提供するものであり、元の住家で住むための支援との併給はない。
「一部損壊 (準半壊)」 (仮称)	(損害割合10%以上20%未満) 住宅の応急修理 (30万円以内)	
住家被害にかかわらず実施可能な救助	避難所の設置 炊き出し・飲料水 医療・助産 被災者の救出 死体の捜索・処理 埋葬	

## 激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

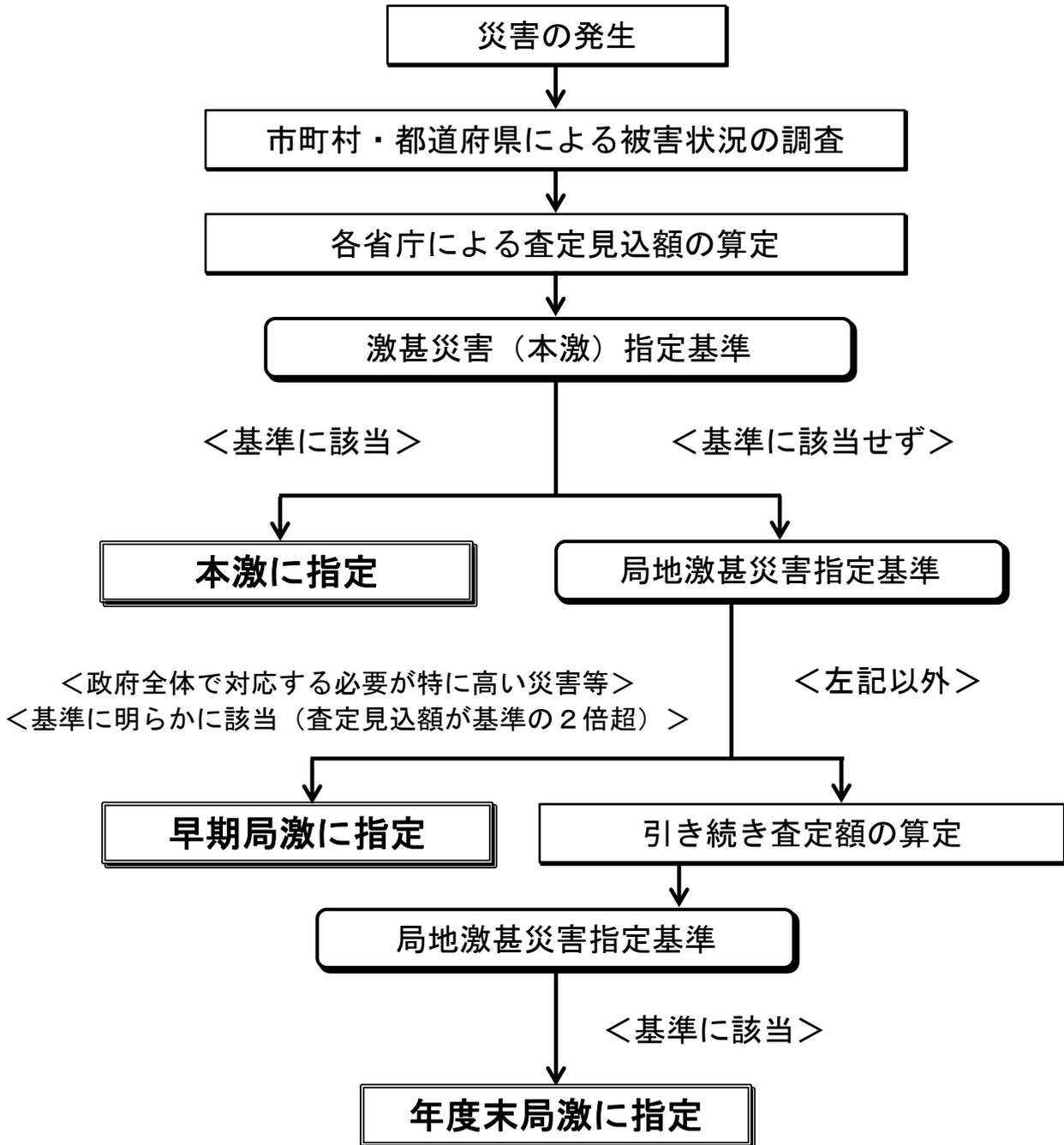
なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

【激甚災害制度の概要図】



# 激甚災害指定の流れ

## 【激甚災害指定の基本的な流れ】



# 激甚災害制度について

## 1 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

## 2 激甚災害法に基づく主要な適用措置（本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等<sup>(注)</sup>に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）  
（注）公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、  
堆積土砂排除事業等
- ② 農林水産業に関する特別の助成
  - イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
  - ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
  - ハ 天災融資法の特例（第8条）
  - ニ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（第10条）
  - ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）
  - ヘ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- ③ 中小企業に関する特別の助成  
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
- ④ その他の特別の財政援助及び助成
  - イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）
  - ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）
  - ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）
  - ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

### 3 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等 に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円……の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設 災害復旧事業費の補助特 例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される 場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。  ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについ て、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、  かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。  (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用され る場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円 以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業 者等に対する資金の融通 に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% ……の県が1以上  ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様か ら、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情 に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対す る補助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が1以上  ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額 は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法によ る災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%

		<p>B 中小企業関係被害額 &gt; 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 &gt; 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 &gt; 1,400億円 ……の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第16条 第17条 第19条	<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000 戸</p> <hr/> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条 第9条 第10条 第11条 第14条 第20条 第21条 第25条	<p>開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助</p> <p>土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助</p> <p>共同利用小型漁船の建造費の補助</p> <p>事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例</p> <p>水防資材費の補助の特例</p> <p>雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>	災害の実情に応じ、その都度検討する。

## 4 激甚災害法に基づく主要な適用措置（局激）

### (1) 局地激甚災害

激甚災害指定基準（本激）では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設（昭和37年）当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない（激甚災害として指定されない）という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和43年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。

俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

## (2) 局地激甚災害指定により適用される措置（局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- ⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

## (3) 本激と局激の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

## 5 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額  <math>&gt;</math> 当該市町村の標準税収入 <math>\times</math> 50%                      (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村                      当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額  <math>&gt;</math> 当該市町村の標準税収入 <math>\times</math> 20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村                      当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額  <math>&gt;</math> 当該市町村の標準税収入 <math>\times</math> 20%  <math>+ (</math> 当該市町村の標準税収入 <math>- 50</math> 億円 <math>) \times 60\%</math></p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>

第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費  <math>&gt;</math> 当該市町村の農業所得推定額<math>\times 10\%</math>  (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)  ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費  <math>&gt;</math> 当該市町村の農業所得推定額<math>\times 10\%</math>  (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)  ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)  ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、  当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、  かつ、  当該市町村内の漁船等の被害額<math>&gt;</math> 当該市町村の漁業所得推定額<math>\times 10\%</math>  (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)  ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの)  <math>&gt;</math> 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)<math>\times 1.5</math>  (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積<math>&gt; 300</math>ha  又は  (2) その他の災害にあつては、  要復旧見込面積<math>&gt;</math> 当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの)<math>\times 25\%</math></p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>(4) 中小企業関係被害額<math>&gt;</math> 当該市町村の中小企業所得推定額<math>\times 10\%</math>  (被害額が1千万円未満のものを除く。)  ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

## 第6節 特別交付税

### 1 総額

地方交付税総額の6%に相当する額

### 2 決定及び交付時期

原則として、年2回に分けて決定・交付（地方交付税法第15条第2項、16条第1項）  
ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。  
（地方交付税法第15条第3項）

第1回目 12月中に決定・交付（総額のおおむね1/3以内）

第2回目 3月中に決定・交付

（参考）12月分においては、災害関係経費等早期に交付することが必要なもの及び  
12月時点において基礎数値の把握が可能なものについて交付している。

### 3 算定項目

次のような特別の財政需要について総務省令の定めるところにより算定する。

（地方交付税法第15条第1項）

(1) 普通交付税の算定に用いる基準財政需要額（普遍的なものを標準的水準でとらえている）の算定方法によっては捕そくされなかった特別の財政需要があること。

（例：災害、干・冷害、市町村合併関連）

(2) 基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること。

### 4 特別交付税の割合に関する制度の変遷（平衡交付金を含む）

・昭和25・26年度

平衡交付金法の附則により、特別交付金を暫定的に交付することとされ、その割合は交付税総額の10%とされた。

・昭和27年度の改正

特別交付金制度を恒久化し、その割合は交付税総額の8%とされた。

・昭和29年度の改正（交付税制度への移行）

特別交付税の割合は、交付税総額の8%を原則とするが、普通交付税の総額が財源不足額の合計額に満たない場合は、2%を限度に減額することができることとされた。

・昭和30年度の改正

特別交付税の割合を2%を限度に減額できる制度を廃止し、その割合は交付税総額の8%とされた。

・昭和33年度の改正

特別交付税の割合を2%引下げ、6%とした。

・昭和51年度の改正

特別交付税の交付時期を年1回2月とされていたものを、12月及び3月の年2回とした。

・平成23年度の改正

特別交付税の割合について平成26年度は5%、平成27年度以降は4%とすることとした。  
また、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができることとした。

・平成25年度の改正

特別交付税の割合について、引下げを2年間延期し、集中復興期間である平成27年度まで現在の割合（地方交付税総額の6%）を継続することとした。

・平成27年度の改正

特別交付税の割合について、平成28年度以降も6%を継続することとした（本則改正）。

各種災害に対する財政措置一覧表

		国庫負担等		地方債	地方交付税	
		一般災害 の場合	激甚災害 の場合		普通 交付税	特別 交付税
土木	現年災	○	○	○	○	○
	過年災	○		○	○	
	連年債	○				○
公立学校	現年災	○	○	○	○	
公営住宅	現年災	○	○	○		
農地等	現年災	○	○	○	○	○
	過年災			○	○	
	連年債	○				
森林災害復旧		○			○	
都市施設等		○		○	○	
単独災害復旧	公共土木施設			○	○	
	農地等			○	○	
保護施設	現年災	○	○	○	○	
児童福祉施設	現年災	○	○	○	○	
老人福祉施設	現年災	○	○	○	○	
身体障害者社会参加支援施設	現年災	○	○	○	○	
障害者支援施設等	現年災	○	○	○	○	
婦人保護施設	現年災	○	○	○	○	
感染症指定医療機関	現年災	○	○			
感染症予防事業	現年災	○	○	○		○
堆積土砂排除事業	現年災		○	○	○	
湛水排除事業	現年災	○	○	○		○
開拓者等の施設	現年災		○			
天災による被害農林漁業者等に対する資金措置	経営資金	○	○			○
	事業資金	○	○			
共同利用の小型漁船の建造費	現年災		○			
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	現年災	○	○			
事業協同組合等施設の災害復旧	現年災		○	○	○	
公立社会教育施設	現年災		○	○	○	
私立学校施設	現年災		○	○	○	
母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する国の貸付特例	現年災	○	○			
水防資材費補助の特例	現年災		○	○		○
罹災者公営住宅建設等事業	現年災	○	○	○		
上水道	現年災	○	○	○		○
簡易水道	現年災	○		○		○
工業用水道	現年災			○		
し尿処理施設	現年災	○		○	○	
ごみ処理施設	現年災	○		○	○	
災害等廃棄物処理	現年災	○		○		○
火葬場・と畜場	現年災	○		○	○	
公的医療機関	現年災	○		○		○
港湾上屋	現年災			○		
ガス	現年災			○		○
有線放送	農協	○	○			
	市町村営			○	○	
災害救助	現年災		○	○		○
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	現年災		○			○
防災集団移転促進事業			○	○		○
活動火山避難施設等整備			○			○
急傾斜地崩壊防止施設			○	○		
がけ地近接等危険住宅移転事業			○			○
自然災害防止事業			○	○	○	
地震			○	○	○	
豪雪			○	○		○
鉄道災害復旧		○				○
地方管理空港		○		○	○	

(3) 災害対策

ア (ア) 各種災害に対する財政措置一覧表

区分	国庫負担等	
	一般災害の場合	激甚災害の場合
現 土	災害復旧事業費が標準税収入（注1）の0～ $\frac{1}{2}$ までの部分	$\frac{2}{3}$
	” ” $\frac{1}{2}$ ～2 ”	$\frac{3}{4}$
	” ” 2～	$\frac{4}{4}$
	(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (以下「負担法」という。) 4条)	
	(注) 負担法という公共土木施設とは、法令により地方公共団体（港務局を含む）又はその機関が維持管理する次に掲げるものをいう。（負担法3条）	
	1. 河川	
	2. 海岸	
	3. 砂防設備	
	4. 林地荒廃防止施設	
	5. 地すべり防止施設	
	6. 急傾斜地崩壊防止施設	
7. 道路		
8. 港湾		
9. 漁港		
10. 下水道		
11. 公園		
適用除外（負担法6条）		
都道府県、指定市 1ヶ所の工事費120万円未満		
① 市町村 ” 60万円未満		
② 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの		
③ 維持工事とみるべきもの		
④ 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因しているもの		
⑤ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因しているもの		
⑥ 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの		
⑦ 天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの		
⑧ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じたもの		
⑨ 直高1m未満の小堤、幅員2m未満の道路等小規模な施設に係るもの		
	1. 都道府県	
	(1) 適用条件（特定地方公共団体） 〔その年の激甚災害に係る公共土木施設災害復旧事業等激甚法2章関係事業ごとの地方負担の合計額〕	
	〔その年の4月1日の属する会計年度の標準税収入〕	
	> $\frac{10}{100}$	
	(激甚法3条1項、激甚政令1条)	
	(2) 算定方法 地方負担額が標準税収入の $\frac{10}{100}$ ～ $\frac{50}{100}$ までの部分	
	$\frac{50}{100}$ ～ $\frac{100}{100}$ ” $\frac{55}{100}$	
	” ” $\frac{100}{100}$ ～ $\frac{200}{100}$ ” $\frac{60}{100}$	
	” ” $\frac{200}{100}$ ～ $\frac{400}{100}$ ” $\frac{70}{100}$	
	” ” $\frac{400}{100}$ ～ $\frac{600}{100}$ ” $\frac{80}{100}$	
	” ” $\frac{600}{100}$ 超 $\frac{90}{100}$	
	$\frac{100}{100}$	
	(激甚法4条1項)	
	2. 市町村	
	(1) 適用条件（特定地方公共団体） 〔その年の激甚災害に係る公共土木施設災害復旧事業等激甚法2章関係事業ごとの地方負担の合計額〕	
	〔その年の4月1日の属する会計年度の標準税収入〕	
	> $\frac{5}{100}$	
	(激甚法3条1項、激甚政令1条)	
	(2) 算定方法 地方負担額が標準税収入の $\frac{5}{100}$ ～ $\frac{10}{100}$ までの部分	
	$\frac{10}{100}$ ～ $\frac{100}{100}$ ” $\frac{70}{100}$	
	” ” $\frac{100}{100}$ ～ $\frac{200}{100}$ ” $\frac{75}{100}$	
	” ” $\frac{200}{100}$ ～ $\frac{400}{100}$ ” $\frac{80}{100}$	
	” ” $\frac{400}{100}$ 超 $\frac{90}{100}$	
	$\frac{100}{100}$	
	(激甚法4条2項、激甚政令6条)	
	(注) 特別財政援助額の算定に当たっては公共土木施設災害復旧事業の地方負担額のみならず、激甚法2章関係の次に掲げる事業の地方負担が合算されて計算される。	
	1. 公共土木施設災害復旧（関連を含む）事業	
	2. 公立学校施設災害復旧事業	
	3. 公営住宅等 ”	
	4. 保護施設 ”	
	5. 児童福祉施設 ”	
	6. 老人福祉施設 ”	
	7. 身体障害者社会参加支援施設 ”	
	8. 障害者支援施設等 ”	
	9. 婦人保護施設 ”	
	10. 感染症指定医療機関 ”	
	11. 感染症予防事業	
	12. 堆積土砂排除事業	
	13. 湛水排除事業	
年		
木		
災		

地 方 債	交 付 税	
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R 元 年 度)
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	<p>1. 都道府県</p> <p>(1) 国の補助金又は負担金を伴う災害復旧事業費 (除火災)</p> <p>(2) 国施行災害復旧事業費 (除火災及び除森林災害復旧事業)</p> <p>(3) 国の補助金を伴う災害対策事業費 (除火災)</p> <p>(4) り災世帯数 (除火災) × 17,600円</p> <p>(5) 農作物被害面積 (除干害, 凍霜害, 冷害, 雪害) (ha) × 3,400円 ただし, 農作物の作付面積に対する被害面積の割合が30%を超えるもの5,700円</p> <p>(6) 災害救助費 × 0.4 (地方負担額が限度)</p> <p>(7) 死者及び行方不明者数 (除火災) × 875,000円 (災害弔慰金)</p> <p>(8) 障害者数 × 437,500円</p> <p>2. 市町村</p> <p>(1) 国の補助金又は負担金を伴う災害復旧事業費 (除火災)</p> <p>(2) 国施行災害復旧事業費 (除火災及び除森林災害復旧事業)</p> <p>(3) 国の補助金を伴う災害対策事業費 (除火災)</p> <p>(4) り災世帯数 (除火災) × 23,500円</p> <p>(5) 全壊家屋戸数 (除火災) × 170,000円</p> <p>(6) 半壊 " " × 85,200円</p> <p>(7) 床上床下浸水家屋の戸数 <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{床上} \times 4,800\text{円} \\ \text{床下} \times 2,700\text{円} \end{array} \right.</math></p> <p>(8) 農作物被害面積 (除干害, 凍霜害, 冷害, 雪害) (ha) × 6,800円 ただし, 農作物の作付面積に対する被害面積の割合が30%を超えるもの9,600円</p> <p>(9) 死者及び行方不明者数 (除火災) × 875,000円 (災害弔慰金)</p> <p>(10) 障害者数 × 437,500円</p> <p>(11) (1)～(3) までの合算額 × 0.5</p> <p>(12) (4)～(10) までの合算額 × 0.2</p> <p>(注) 災害に際しては, 地方税や使用料その他の収入の減少, 災害応急対策事業に係る負担, 職員の超過勤務手当等, 収入, 支出の両面にわたり多大の財政負担があり, 国庫補助金, 地方債を勘案してもなおその額は多額に上るもので, その額を個々に見積ることは實際上非常に困難であり, また, 地方団体毎にその内容に相違があるので, 以上の算定方法によって算出された額の合算額を特別交付税で措置するものとされているのである。また算定方法は, 土木, 農林というように事項別に区分されていない。従って, 以上の算定方法は公共土木災害に限定されず, 公立学校施設, 児童福祉施設, 一般民家, 農作物被害等上記算定事項に該当するものはすべて一括して算定されるものである。過年災, 連年災の項についてもおおむね同じ。</p> <p>3. 大火災 (市町村)</p> <p>(1) 適用団体</p> <p>次に掲げる区分に応ずる世帯数以上の世帯が1回の火災によって焼失 (半焼を含み部分焼を除く)</p> <p>人口1万人未満の市町村 20世帯 人口1万人～5万人の市町村 30世帯 人口5万人～10万人の市町 40世帯 人口10万人以上の市 50世帯</p> <p>(2) 算定方法</p> <p>次の①, ②のうちいずれか少ない額</p> <p>① 当該火災に係る一般財源所要額</p> <p>② その年の1月1日から12月31日までの火災に係るもの 焼失世帯数 × 123,000円</p> <p>ただし, 前に掲げる世帯数の5倍以上の世帯が焼失した場合 焼失世帯数 × 135,000円</p>

区分		国 庫 負 担 等									
		一 般 災 害 の 場 合	激 甚 災 害 の 場 合								
土 連 年 災 木	過 年 災	国庫負担金の交付方法 災害発生年度の負担率による (負担法 8 条)									
	連 年 災	1. 適用条件 [その年の12月31日までの3年間に発生した災害の復旧事業費の総額] > [その3年間の標準税収入の合計額]  2. 算定方法 その年の事業費がその年の <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">標準収入の</td> <td style="padding-right: 10px;">0 ~ <math>\frac{1}{2}</math> までの部分</td> <td style="padding-left: 10px;"><math>\frac{2}{3}</math></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">”</td> <td style="padding-right: 10px;">” <math>\frac{1}{2}</math> ~ 1</td> <td style="padding-left: 10px;">” <math>\frac{3}{4}</math></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">”</td> <td style="padding-right: 10px;">” 1 ~</td> <td style="padding-left: 10px;"><math>\frac{4}{4}</math></td> </tr> </table> (負担法 4 条の 2)	標準収入の	0 ~ $\frac{1}{2}$ までの部分	$\frac{2}{3}$	”	” $\frac{1}{2}$ ~ 1	” $\frac{3}{4}$	”	” 1 ~	$\frac{4}{4}$
標準収入の	0 ~ $\frac{1}{2}$ までの部分	$\frac{2}{3}$									
”	” $\frac{1}{2}$ ~ 1	” $\frac{3}{4}$									
”	” 1 ~	$\frac{4}{4}$									
公 立 学 校	現 年 災	$\frac{2}{3}$ (公立学校施設災害復旧国庫負担法 3 条)	公共土木施設等と共にプール計算方式で算定される。 (激甚法 3 条, 4 条)								
公 営 住 宅	現 年 災	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">公営住宅</td> <td style="padding-right: 10px;">1 / 2</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="2" style="padding-left: 10px;">火災にあつては地震による火災に限る。</td> </tr> <tr> <td>共同施設</td> <td>1 / 2</td> </tr> </table> (公営住宅法 8 条 3 項)	公営住宅	1 / 2	}	火災にあつては地震による火災に限る。	共同施設	1 / 2	公共土木施設と共にプール計算方式で算定される。 (激甚法 3 条, 4 条)		
公営住宅	1 / 2	}	火災にあつては地震による火災に限る。								
共同施設	1 / 2										

地 方 債	交 付 税	
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R 元 年 度)
地方負担額の $\frac{90}{100}$	左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	
なし	なし	<p>1. 都道府県</p> <p>(1) 適用条件 (適用団体) 〔当該年度の前4年度の1月1日から前年度の12月31日までの3年間に発生した災害の公共復旧事業費 (火災及び単独施行分を除く) の総額〕 (A) &gt; 〔当該年度の前3年度間の標準税収入〕の合計額 (B) × 0.5</p> <p>(2) 算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>\frac{A}{B}</math> が1.00を超える道府県 <math>(A \times \alpha) \times \frac{2}{3} \times 0.7</math></li> <li>・ <math>\frac{A}{B}</math> が0.5を超え1.00以下の道府県 <math>A \times 0.0025 \times \frac{2}{3} \times 0.7</math></li> </ul> <p>※ <math>\alpha</math> : (A)の区分毎にそれぞれ次に掲げる率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (A)のうち(B) 以下の分 0.010</li> <li>・ " (B)を超え(B)×2までの分 0.015</li> <li>・ " (B)×2を超える分 0.020</li> </ul> <p>2. 市町村</p> <p>(1) 適用条件 (適用団体) 〔当該年度の前4年度の1月1日から前年度の12月31日までの3年間に発生した災害の公共復旧事業費 (火災、県単独及び単独施行分を除く)〕 (A) &gt; 〔当該年度の前3年度間の標準税収入額〕 (B) × 0.5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>\frac{A}{B}</math> が1.00を超える市町村 <math>A \times 0.01 \times 0.8</math></li> <li>・ <math>\frac{A}{B}</math> が0.50を超え1.00以下の市町村 <math>A \times 0.0025 \times 0.8</math></li> </ul>
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	
地方負担額の $\frac{100}{100}$	なし (地財法11条の2)	

区分		国庫負担等										
		一般災害の場合			激甚災害の場合							
農地・農業用施設	市町村の被害農業者1人当たりの復旧費	農地	農業用施設	1. 適用条件（適用対象市町村の区域） $\frac{〔災害復旧事業費〕 - 〔通常の国庫補助額〕}{〔被害農業者の総数〕} > 2万円$ （激甚法5条1項、激甚政令14条1項1号）  2. 算定方法 通常の国庫補助額控除後の被害農業者1人当たり負担額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1万円～2万円</td> <td>2万円～6万円</td> <td>6万円～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><math>\frac{7}{10}</math></td> <td style="text-align: center;"><math>\frac{8}{10}</math></td> <td style="text-align: center;"><math>\frac{9}{10}</math></td> </tr> </table> （激甚法5条2項、激甚政令16条1号、17条1号）			1万円～2万円	2万円～6万円	6万円～	$\frac{7}{10}$	$\frac{8}{10}$	$\frac{9}{10}$
	1万円～2万円	2万円～6万円	6万円～									
	$\frac{7}{10}$	$\frac{8}{10}$	$\frac{9}{10}$									
	8万円までの部分	$\frac{5}{10}$ (沖縄 $\frac{8}{10}$ )	$\frac{6.5}{10}$ (沖縄 $\frac{8}{10}$ )									
8万円を超え15万円までの部分	$\frac{8}{10}$	$\frac{9}{10}$										
15万円を超える部分	$\frac{9}{10}$	$\frac{10}{10}$										
（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）3条、暫定政令5条1項、2項、沖振法105条5項） （注）適用除外（暫定法2条） 1ヶ所当たり工事費が40万円未満のもの												
持管理に属するもの（注）適用除外（暫定法2条） 1ヶ所当たり工事費が40万円未満のもの	$\frac{6.5}{10}$											
地方公共団体又はその機関の維持管理に属するもの（注）適用除外（暫定法2条） 1ヶ所当たり工事費が40万円未満のもの	$\frac{6.5}{10}$											
林地	市町村の被害林地既設延長1m当たりの復旧費	奥地幹線林道	その他の林道	1. 適用条件（適用対象市町村の区域） $\frac{〔災害復旧事業費〕 - 〔通常の国庫補助負担額〕}{〔被害林道の総延長〕} > 180円$ （激甚法5条1項、激甚政令14条1項2号）  2. 算定方法 通常の国庫補助額控除後の被害延長1メートル当たり負担額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>110円～200円</td> <td>200円～500円</td> <td>500円～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><math>\frac{7}{10}</math></td> <td style="text-align: center;"><math>\frac{8}{10}</math></td> <td style="text-align: center;"><math>\frac{9}{10}</math></td> </tr> </table> （激甚法5条2項、激甚政令16条2号、17条2号）			110円～200円	200円～500円	500円～	$\frac{7}{10}$	$\frac{8}{10}$	$\frac{9}{10}$
110円～200円	200円～500円	500円～										
$\frac{7}{10}$	$\frac{8}{10}$	$\frac{9}{10}$										
1,000円までの部分	$\frac{6.5}{10}$	$\frac{5}{10}$										
1,000円を超え1,200円までの部分	$\frac{9}{10}$	$\frac{7.5}{10}$										
1,200円を超える部分	$\frac{10}{10}$	$\frac{8.5}{10}$										
道	（注）適用除外（暫定法2条） 1ヶ所当たり工事費が40万円未満のもの											
漁業施設に限る） 漁協同組合管理（水産	3倍までの部分	$\frac{6.5}{10}$	（注）適用除外（暫定法2条） 1ヶ所当たり工事費が40万円未満のもの									
	3倍を超え6倍までの部分	$\frac{9}{10}$										
	6倍を超える部分	$\frac{10}{10}$										
合等の所有に限る） 共同利用施設（農業協同組	$\frac{2}{10}$ （暫定法3条2項5号）	（注）適用除外（暫定法2条） 1ヶ所当たり工事費が40万円未満のもの		農林水産大臣告示地域（対象1ヶ所13万円以上）		その他の地域（対象1ヶ所当たり40万円以上）						
		40万円まで	40万円～	40万円まで	40万円～							
		$\frac{4}{10}$	$\frac{9}{10}$	$\frac{3}{10}$	$\frac{5}{10}$							
		（激甚法6条、激甚政令19条3項）  （注）1. 県施行の事業については上記の率の国庫補助 2. 県以外の者の施行事業について (1) 県が上記の率により補助をする場合は、当該補助経費の全部について国庫補助 (2) 県が上記の率を超えて補助する場合は、超えない部分について国庫補助額を算出										

地 方 債	交 付 税	
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R 元 年 度)
地方負担額の $\frac{90}{100}$ (農地等の災害復旧は、本来私有財産の復旧であり、地方公共団体が事業主体となる場合であっても、当然に地方公共団体自らの財源で支弁する性格のものでなく、むしろ受益者分担金をもって支弁すべきものである。受益者には農林中金からの融資もあること等を勘案し充当率が土木の場合より引き下げられている。)	左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	「土木」の項参照
地方負担額の $\frac{90}{100}$	左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	

区 分		国 庫 負 担 等	
		一 般 災 害 の 場 合	激 甚 災 害 の 場 合
農 地 連 年 災 等	過年災		
	農 地	1. 適用条件 (1) $\frac{\text{〔その年の12月31日までの3年間に発生した災害の復旧事業費〕}}{\text{〔当該被害農地につき耕作の事業を行う者の総数〕}} > 10\text{万円}$ かつ (2) $\frac{\text{〔その年に発生した災害の復旧事業費〕}}{\text{〔当該被害農地につき耕作の事業を行う者の総数〕}} > 4\text{万円}$ (暫定法3条の2, 暫定政令5条の3第1項1号) 2. 算定方法 $\frac{\text{〔3年間の災害が当該年1年間に発生し、かつその地域が被害甚大地域であるものとして現年災の算定方法により算定された国庫補助額〕}}{\text{〔3年間の災害復旧事業費〕}}$ (暫定法3条の2)	
	農業用施設	同 上	
	林 道	1. 適用条件 (1) $\frac{\text{〔その年の12月31日までの3年間に発生した災害の復旧事業費〕}}{\text{〔当該被害林道の総延長のメートル数〕}} > 1,100\text{円}$ かつ (2) $\frac{\text{〔その年に発生した被害の復旧事業費〕}}{\text{〔当該被害林道の総延長のメートル数〕}} > 500\text{円}$ (暫定法3条の2, 暫定政令5条の3第1項2号) 2. 算定方法 農地と同じ	

地 方 債	交 付 税	
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R 元 年 度)
地方負担額の $\frac{80}{100}$	左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	
な し		

区 分	国 庫 負 担 等																	
	一 般 災 害 の 場 合	激 甚 災 害 の 場 合																
森 林 災 害 復 旧		<p>1. 適用条件</p> <p>次の2つの要件を充足する市町村の区域</p> <p>(1) 当該市町村の区域内にある森林で激甚災害を受けたものに係る被害額が1,500万円（当該激甚災害が暴風雨によるものである場合には、4,500万円）以上であること。</p> <p>(2) 当該森林で復旧を要するものの面積が90ヘクタール（当該激甚災害が暴風雨によるものである場合には、40ヘクタール）以上であること。</p> <p>2. 算定方法</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施行主体</th> <th colspan="3">負担者</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県施行</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>市町村・森林組合等施行</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>（激甚法11条の2，激甚政令23条の2）</p> <p>（注） 森林災害復旧事業とは次の事業をいう。</p> <p>① 被害木等の伐採及び搬出</p> <p>② 伐採跡地における造林</p> <p>③ 倒伏した造林に係る樹木の引起こし</p> <p>④ 作業路の開設</p>		施行主体	負担者			国	県	市町村	都道府県施行	1/2	1/2	—	市町村・森林組合等施行	1/2	1/6	1/3
施行主体	負担者																	
	国	県	市町村															
都道府県施行	1/2	1/2	—															
市町村・森林組合等施行	1/2	1/6	1/3															
都 市 施 設 等	街路・都市排水施設等 堆積土砂排除事業 予算補助 1/2																	
単 独 災 害 復 旧	公 共 土 木 施 設																	
	農 地 等																	
		<p>単独災害復旧事業として採択される事業（例）</p> <p>1. 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業</p> <p>2. 庁舎、試験場等の公用施設</p> <p>3. 災害応急復旧工事</p> <p>4. 災害関連工事</p> <p>5. 国庫補助制度があっても、補助災害復旧事業の対象となっていない施設の災害復旧事業</p> <p style="text-align: right;">等</p>																

地 方 債	交 付 税																			
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R元年度)																		
※国の予算等貸付金債の対象となる場合あり		○都道府県分 都道府県が補助をして都道府県以外のものが行う森林災害復旧事業に要する経費のうち、当該年度の経費の6分の1に相当する額に0.8を乗じて得た額																		
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{95}{100}$																			
対象事業費（特定財源を除く。以下同じ）の $\frac{100}{100}$	1. 小災害特例債の場合 左の元利償還金の $\frac{66.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{95.0}{100}$ まで) 2. その他の場合 左の償還金の $\frac{47.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ )																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">通 常 の 場 合</th> <th colspan="2">激甚災害の場合 (小災害債)</th> </tr> <tr> <th>一 般 地</th> <th>被 害 甚 大 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農 地</td> <td>—</td> <td><math>\frac{50}{100}</math></td> <td><math>\frac{74}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>農 業 用 施 設</td> <td><math>\frac{65}{100}</math></td> <td><math>\frac{65}{100}</math></td> <td><math>\frac{80}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>林 道</td> <td><math>\frac{65}{100}</math></td> <td><math>\frac{65}{100}</math></td> <td><math>\frac{80}{100}</math></td> </tr> </tbody> </table>		通 常 の 場 合	激甚災害の場合 (小災害債)		一 般 地	被 害 甚 大 地	農 地	—	$\frac{50}{100}$	$\frac{74}{100}$	農 業 用 施 設	$\frac{65}{100}$	$\frac{65}{100}$	$\frac{80}{100}$	林 道	$\frac{65}{100}$	$\frac{65}{100}$	$\frac{80}{100}$	1. 小災害特例債の場合 左の元利償還金の $\frac{100}{100}$ 2. その他の場合 左の償還金の $\frac{47.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ )	
			通 常 の 場 合	激甚災害の場合 (小災害債)																
	一 般 地	被 害 甚 大 地																		
農 地	—	$\frac{50}{100}$	$\frac{74}{100}$																	
農 業 用 施 設	$\frac{65}{100}$	$\frac{65}{100}$	$\frac{80}{100}$																	
林 道	$\frac{65}{100}$	$\frac{65}{100}$	$\frac{80}{100}$																	

区分		国庫負担等				
		一般災害の場合		激甚災害の場合		
保護施設	現年災	予算補助 1 / 2			公共土木施設等と共にプール計算方式で算定される。 (激甚法 4 条 1 項)	
児童福祉施設	現年災	区分	一般	母子生活支援施設, 保育所, 知的障害児通園施設, 盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設	公共土木施設等と共にプール計算方式で算定される。 なお, 左のなお書の国庫負担の対象とならないものは除外される。 (激甚法 4 条 1 項, 激甚政令 7 条 1 項)	
		都道府県, 指定都市及び中核市立のもの	1 / 2	1 / 2 ないし 1 / 3		
		市町村立のもの	国	2 / 4		1 / 2 ないし 1 / 3
			県	1 / 4		1 / 4 ないし 1 / 3
なお, 児童厚生施設及び児童家庭支援センターについては場合により国庫負担の対象外となる。						
老人福祉施設	現年災	予算補助 1 / 2 または 1 / 3 (施設種別によって異なる。)			公共土木施設等と共にプール計算方式で算定される。 (激甚法 4 条 1 項)	
社会参加支援施設 身体障害者	現年災	予算補助 1 / 2			公共土木施設等と共にプール計算方式で算定される。 (激甚法 4 条 1 項)	
障害者支援施設等	現年災	予算補助 1 / 2			公共土木施設等と共にプール計算方式で算定される。 (激甚法 4 条 1 項)	
婦人保護施設	現年災	予算補助 1 / 2			公共土木施設等と共にプール計算方式で算定される。 (激甚法 4 条 1 項)	
医療機関 感染症指定	現年災	第 1 種及び第 2 種感染症指定医療機関 設置運営費 (予算の範囲内) 国 1 / 2 県 1 / 2 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 60 条, 62 条)			公共土木施設等と共にプール計算方式で算定される。 (激甚法 4 条 1 項)	

地 方 債	交 付 税	
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R元年度)
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで) ※激甚災害の場合 左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで) ※激甚災害の場合 左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで) ※激甚災害の場合 左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで) ※激甚災害の場合 左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで) ※激甚災害の場合 左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで) ※激甚災害の場合 左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで) ※激甚災害の場合 左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	

区 分		国 庫 負 担 等								
		一 般 災 害 の 場 合				激 甚 災 害 の 場 合				
感 染 症 予 防 事 業	現 年 災	負担者	国	県	市町村	根拠条項	国	県	市町村	根拠条項
		施行主体	国	県	市町村	感染症予防法 57条, 58条, 59条, 61条, 64条	公共土木施設等と共に プール計算方式で算定 される。	激甚法4条1項		
		都道府県	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	—					
		保健所設置市	$\frac{1}{2}$	—	$\frac{1}{2}$					
		一般市町村	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$					
					$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	0	激甚法19条		
堆 排 除 土 事 業	現 年 災	予算補助 $\frac{1}{2}$				公共土木施設等と共にプール計算方式で算定される。但し、法令に負担補助規定のあるもの及び地方公共団体又はその機関施行以外のものを除く。なお、森林組合等施行のものは、別に特別の援助措置がある。(激甚法3条1項, 9条)				
湛 除 水 事 業	現 年 災	国庫補助なし				公共土木施設等と共にプール計算方式で算定される。なお、土地改良区等施行のものは、別に特別の援助措置がある。(激甚法3条1項, 10条)				
開 拓 施 者 等 設	現 年 災	〔開拓者施設〕 なし				損壊開拓者住宅が、10戸を超え又は開拓者住宅の $\frac{10}{100}$ を超える市町村の区域で、施設ごとの工事費が13万円以上のものに県が上記の補助を行うときは国は県に対し $\frac{9}{10}$ の補助 (激甚法7条, 激甚政令20条)				
天 災 に よ る 被 害 農 林 漁 業 者 等 に 対	融 資 対 象	被害農林漁業者の肥料, 薬剤, 家畜, 稚魚, 漁具等の購入資金, 炭がまの構築資金, 漁船の建造又は取得に必要な資金等 (天災融資法2条4項)	同	左						
	利 率	特別被害農林漁業者で特別地域内のもの 3%以内 開拓者及び損失額が収入額の $\frac{30}{100}$ 以上の農林漁業者 5.5%以内 その他 6.5%以内 (天災融資法2条4項3号)	同	左						
	貸 付 限 度 額	一般 損失額を基準として算出される額又は200万円 北海道 " 350万円 漁具購入 " 5,000万円 乳牛所有者 " 205万円 一般牛馬所有者 " 203万円			損失額を基準として算出される額又は250万円 " 400万円 " 5,000万円 " 255万円 " 253万円					

地 方 債	交 付 税	
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R元年度)
激甚災害の場合、災害対策債として地方負担額の $\frac{100}{100}$ なお、単独事業に起債なし (災害対策基本法102条、歳入欠かん債省令2条)	な し	起債の元利償還金×0.57
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	
激甚災害の場合災害対策債として地方負担額の $\frac{100}{100}$	な し	起債の元利償還金×0.57
な し		
な し		1. 天災融資法関係 利子補給及び損失補償の額に要する経費のうち当該地方公共団体の負担する額×0.8  2. 農作物被害関係 冷害、凍霜害、ひょう害、干害等による農作物被害額×一定率

区分		国庫負担等	
		一般災害の場合	激甚災害の場合
する 資金 措置		政令で定める法人 損失額を基準として 2,500万円 算出される額又は 政令で定める経営資金 500万円 (天災融資法2条4項1号)	損失額を基準として算出さ れる額又は 2,500万円 ” 600万円 (激甚法8条1項)
	償還 期限	6年以内 (天災融資法2条4項2号)	7年以内 (同上)
事業 資金	融資 対象	被害組合の事業運営資金	同 左
	利率	6.5%以内	同 左
	貸付 限度額	2,500万円 (連合会5,000万円)	5,000万円 (連合会7,500万円) (激甚法8条2項)
	償還 期限	3年以内	同 左
し く み と 国 庫 補 助 額	1. 経営資金 (1)                      国庫補助額 (天災融資法4条) ① 貸付利子6分5厘以内のもの 当該利子補給額の $\frac{50}{100}$ 又は利子補給対象貸付金の総額につき年2分5厘の利子 ② 貸付利率5分5厘以内のもの 当該利子補給額の $\frac{50}{100}$ 又は利子補給対象貸付金の総額につき年3分の利子 ③ 貸付利率3分以内のもの 当該利子補給額の $\frac{65}{100}$ 又は利子補給対象貸付金の総額につき年5分5厘の利子 (2)                      国庫補助額 (1) の場合と同じ (3)                      国庫補助額 当該損失補償の $\frac{50}{100}$ 又は損失補償対象貸付金の総額の $\frac{25}{100}$ (4)                      国庫補助額と(3)と同じ (5)                      国庫補助額 (3) の場合と同じ (6)                      国庫補助額 (3) の場合と同じ 2. 事業資金 (1)                      国庫補助額 当該利子補給額の $\frac{50}{100}$ 又は利子補給対象貸付金の総額につき年2分5厘の利子		

地 方 債	交 付 税	
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R元年度)

区分	国庫負担等	
	一般災害の場合	激甚災害の場合
しくみと国庫補助額	<p>(2) 国 → 補助 → 県 → 利子補給 → 連合会農林中金 → 事業資金貸付 → 被害組合</p> <p>国庫補助額 (1) の場合と同じ</p> <p>(3) 国 → 補助 → 県 → <math>\frac{80}{100}</math> 以内補助 → 市町村 → 損失補償 → 連合会農林中金 → 事業資金貸付 → 被害組合</p> <p>国庫補助額 当該損失補償の <math>\frac{50}{100}</math> 又は損失補償対象貸付金の総額の <math>\frac{25}{100}</math></p> <p>(4) 国 → 補助 → 県 → 損失補償 → 連合会農林中金 → 事業資金貸付 → 被害組合</p> <p>国庫補助額 の場合と同じ</p>	
共小の同型建利漁造用船費	現年災	<p>国庫補助なし</p> <p>国 <math>\frac{1}{3}</math> } 漁業協同組合に対する補助</p> <p>県 <math>\frac{1}{3}</math> }</p> <p>(激甚法11条)</p>
中災小害企関業係信保用証保の險特法例による	現年災	<p>通常の場合</p> <p>1. 保険契約限度額</p> <p>普通保険 20,000万円 (組合等は40,000万円)</p> <p>無担保保険 8,000万円</p> <p>特別小口保険 2,000万円</p> <p>2. 保険金額 (てん補率)</p> <p>普通保険 <math>\frac{70}{100}</math> (保険価額の)</p> <p>無担保, 特別小口保険 <math>\frac{80}{100}</math> (保険価額の)</p> <p>3. 保険料率</p> <p>普通保険 年0.1%~1.84%</p> <p>無担保保険 年0.1%~1.84%</p> <p>特別小口保険 年0.40%</p> <p>(中小企業信用保険法3条1項, 2項, 3条の2 1項, 2項, 3条の3 1項, 4項, 4条, 同政令2条)</p> <p>1. 保険契約限度額</p> <p>左記限度額と同額までを別枠扱い</p> <p>2. 保険金額</p> <p><math>\frac{80}{100}</math></p> <p>3. 保険料率</p> <p>普通保険 年0.41%</p> <p>無担保保険 年0.41%</p> <p>特別小口保険 年0.19%</p> <p>(激甚法12条, 中小企業信用保険法政令2条)</p>
事業協同組の災害復旧施設	現年災	<p>国庫補助なし</p> <p>国 <math>\frac{2}{4}</math> } 事業協同組合等に対する補助</p> <p>県 <math>\frac{1}{4}</math> }</p> <p>(激甚法14条)</p>

地 方 債	交 付 税	
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R元年度)
な し		
な し		
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで) ※激甚災害の場合 左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	

区 分		国 庫 負 担 等	
		一 般 災 害 の 場 合	激 甚 災 害 の 場 合
公立教育施設 社会	現年災	国庫補助なし	$\frac{2}{3}$ (特定地方団体における1施設当たりの) 復旧事業費が60万円以上のもの (激甚法16条, 激甚政令34条)
	私立学校施設	現年災	$\frac{1}{2}$ (児童等1人当たり復旧工事費が750円以上の被災私立学校施設で, 1学校当たり工事費が 幼稚園60万円以上, 特別支援学校90万円以上, 小中学校150万円以上, 高校210万円以上, 短大240万円以上, 大学300万円以上 (激甚法17条, 激甚政令36条, 37条)
母子及び父子並びに寡婦福祉	現年災	通常の業務の場合 1. 県は貸付事業に係る特別会計を設置 2. 資金構成 (1) 県の一般会計からの繰入金 a (2) 国の県に対する貸付分(無利子) = 2 a 額 (母子及び父子並びに寡婦福祉法37条)	1. 適用条件 (1) 特定地方公共団体である都道府県(指定都市及び中核市を含む) (2) 激甚災害を受けた会計年度及びその翌年度限り 2. 資金構成 (1) 県の被災者に対する貸付金の財源としての一般会計からの繰入れ金 b (2) 国の県に対する貸付分(無利子) = 2 b + b = 3 b 3. $4 b > [\text{貸付金}]$ の場合 $\frac{4 b - [\text{貸付金}]}{8}$ を被災年度の翌年度に県は特別会計へ一般会計から繰入れ 又は $\frac{4 b - [\text{貸付金}]}{4}$ を被災年度の翌年度に国に償還 (激甚法20条)
水防資材の特例	現年災	水防資材費としては補助なし 都道府県が水防管理団体に対し水防費につき補助する場合には水防施設の設置費の $\frac{1}{3}$ 以内国庫補助 (水防法44条3項)	1. 適用条件 (1) 都道府県 激甚災害のために支出した水防資材費が190万円超 (2) 水防管理団体 " 35万円超 (激甚法21条, 激甚政令39条) 2. 算定方法 県にあっては190万円, 水防管理団体にあっては35万円を超える部分につき $\frac{2}{3}$ (激甚法21条, 激甚政令40条)
罹災者公営住宅建設等事業	現年災	1. 適用条件 (1) 滅失住宅が被災全域で500戸(火災の場合は200戸)以上 又は (2) 一市町村の区域内で200戸以上 若しくは (3) 一市町村の区域の住宅戸数の一割以上 2. 国庫補助率 公営住宅について $\frac{2}{3}$ (但し, 対象戸数滅失住宅戸数の3割以内) (公営住宅法8条1項)	1. 適用条件 その市町村の区域内にある住宅の滅失戸数が100戸以上 又はその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上の市町村 (激甚政令41条) 2. 算定方法 公営住宅の建設につき $\frac{3}{4}$ (対象戸数は滅失住宅戸数の5割以内) (激甚法22条, 激甚政令41条)

地 方 債	交 付 税	
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R元年度)
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$  (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで) ※激甚災害の場合 左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$  (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ )	
な し		
激甚災害の場合災害対策費として地方負担額の $\frac{100}{100}$		起債の元利償還金×0.57
地方負担額の $\frac{100}{100}$		

区 分		国 庫 負 担 等	
		一 般 災 害 の 場 合	激 甚 災 害 の 場 合
上 水 道	現 年 災	資金の融通あっせん（水道法45条） 予算補助 $\frac{1}{2}$	1. 過去の特別立法（34年災） $\frac{1}{2}$ 2. 新潟地震(S39)の場合 予算補助 地下施設 $\frac{8}{10}$ 地上施設 $\frac{1}{2}$ 3. えびの、十勝沖、伊豆半島沖、日本海中部、三陸 はるか沖地震の場合 予算補助 地下施設 $\frac{2}{3}$ 地上施設 $\frac{1}{2}$ 4. 阪神・淡路大震災の場合 $\frac{8}{10}$
	簡 易 水 道	現 年 災	予算補助 $\frac{1}{2}$
工 水 業 用 道	現 年 災	補助なし	1. 新潟地震(S39)の場合 $\frac{3.5}{10}$ 2. 阪神・淡路大震災の場合 $\frac{8}{10}$
し 理 尿 施 処 設	現 年 災	予算補助 $\frac{1}{2}$	1. 過去の特別立法（34年災） $\frac{2}{3}$ 2. 新潟地震(S39)の場合 $\frac{8}{10}$ 3. 十勝沖地震の場合 $\frac{2}{3}$ 4. 北海道南西沖地震の場合 $\frac{2}{3}$ 5. 阪神・淡路大震災の場合 $\frac{8}{10}$
ご 施 み 処 理 設	現 年 災	予算補助 $\frac{1}{2}$	1. 過去の特別立法（34年災） ごみ焼却場の復旧について $\frac{2}{3}$ 2. 新潟(S39)及び十勝沖地震の場合 予算補助 $\frac{1}{2}$ 3. 日本海中部地震の場合 予算補助 $\frac{2}{3}$ 4. 阪神・淡路大震災の場合 $\frac{8}{10}$

地 方 債	交 付 税	
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R元年度)
対象事業費の $\frac{100}{100}$ 阪神・淡路大震災の場合 ・国庫補助金及び一般会計からの特別繰出を除いた企業会計負担額の100% ・一般会計から企業会計への特別繰出の100%	な し 但し、阪神・淡路大震災の場合は特別繰出に係る起債の元利償還金の47.5～85.5%	○都道府県分 高料金上水道事業に係る災害復旧工事に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計が繰出した金額×0.5 ○市町村分 激甚な災害による被害を受けた市町村が経営する上水道事業（高料金水道事業を除く）に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるためS58以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計が繰出した金額×0.5
対象事業費の $\frac{100}{100}$ 同 上	な し 同 上	災害復旧事業債の元利償還の財源に充てるため一般会計から繰出した金額×0.5 （激甚な災害による被害を受けた市町村に限る）
対象事業費の $\frac{100}{100}$ 同 上	な し 同 上	
対象事業費の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$ （財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで）	
対象事業費の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$ （財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで）	

区 分		国 庫 負 担 等									
		一 般 災 害 の 場 合	激 甚 災 害 の 場 合								
災害等 廃棄物処理	現 年 災	$\frac{1}{2}$  (廃棄物の処理及び清掃に関する法律22条, 同政令25条)	1. 過去の特別立法 (34年災) $\frac{2}{3}$ 2. 新潟(S39)及び十勝沖地震の場合 予算補助 $\frac{1}{2}$								
火葬場 と畜場 ・市場	現 年 災	予算補助 $\frac{1}{2}$	1. 過去の特別立法 (34年災) $\frac{1}{2}$ 2. 新潟(S39)及び十勝沖地震の場合 予算補助 $\frac{1}{2}$								
公的医療 機関	現 年 災	予算補助 $\frac{1}{2}$	1. 過去の特別立法 (34年災) $\frac{1}{2}$ 2. 新潟(S39)及び十勝沖地震の場合 予算補助 $\frac{1}{2}$ 3. 阪神・淡路大震災の場合 公立病院 $\frac{2}{3}$ その他 $\frac{1}{2}$								
港上 湾屋	現 年 災	補助なし	1. 過去の特別立法 なし 2. 新潟地震(S39)の場合 なし								
ガ ス	現 年 災	補助なし	1. 過去の特別立法 なし 2. 新潟地震(S39)の場合 なし								
有 線 放 送	農 協	共同利用施設として措置 (農地等の項参照)	共同利用施設として措置 (農地等の項参照)								
	市 町 村 営	補助なし	な し								
災 害 救 助	現 年 災	1. 適用条件 救助費用等の都道府県支弁分が100万円以上であること。 2. 算定方法 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>都道府県の支弁額/普通税収入</th> <th>国庫負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準税収入の <math>\frac{2}{100}</math> 以下の部分</td> <td><math>\frac{50}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>” <math>\frac{2}{100}</math> 超 <math>\frac{4}{100}</math> 以下の部分</td> <td><math>\frac{80}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>” <math>\frac{4}{100}</math> 超える部分</td> <td><math>\frac{90}{100}</math></td> </tr> </tbody> </table> (災害救助法21条, 同政令19条)		都道府県の支弁額/普通税収入	国庫負担率	標準税収入の $\frac{2}{100}$ 以下の部分	$\frac{50}{100}$	” $\frac{2}{100}$ 超 $\frac{4}{100}$ 以下の部分	$\frac{80}{100}$	” $\frac{4}{100}$ 超える部分	$\frac{90}{100}$
都道府県の支弁額/普通税収入	国庫負担率										
標準税収入の $\frac{2}{100}$ 以下の部分	$\frac{50}{100}$										
” $\frac{2}{100}$ 超 $\frac{4}{100}$ 以下の部分	$\frac{80}{100}$										
” $\frac{4}{100}$ 超える部分	$\frac{90}{100}$										

地 方 債	交 付 税				
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R元年度)			
災害対策債として地方負担の $\frac{100}{100}$ (災対法102条) (発行可能団体は、歳入欠か ん等債の項参照)	な し	<table border="1"> <tr> <td>1/2 国庫補助分</td> <td>※</td> <td>特別交付税措置 (当年度) 地方負担額×0.8</td> </tr> </table> <p>※地方負担(特別交付税措置残分)について、災害 対策債(元利償還金の57%を特交措置)の発行が可能</p>	1/2 国庫補助分	※	特別交付税措置 (当年度) 地方負担額×0.8
1/2 国庫補助分	※	特別交付税措置 (当年度) 地方負担額×0.8			
対象事業費の $\frac{100}{100}$	火葬場に係る左の元利償還金 の $\frac{47.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで)				
対象事業費の $\frac{100}{100}$	な し	災害復旧事業に係る地方債の元利償還の財源に充て るため一般会計が繰出した金額の×0.5			
対象事業費の $\frac{100}{100}$	な し				
対象事業費の $\frac{100}{100}$	な し	災害復旧事業に係る地方債の元利償還の財源に充て るため一般会計が繰出した金額の×0.5			
な し	な し				
対象事業費の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{47.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{85.5}{100}$ まで)				
災害対策債として地方負担の $\frac{100}{100}$ (災対法102条) (発行可能団体は、歳入欠か ん等債の項参照)	な し	<p>○都道府県分</p> <table border="1"> <tr> <td>国庫負担1/2～ 事業量/標準税収入に 応じて措置</td> <td>※</td> <td>特別交付税措置 (当年度) 災害救助費×0.4 (地方負担額限度)</td> </tr> </table> <p>※地方負担(特別交付税措置残分)について、災害 対策債(元利償還金の57%を特交措置)の発行が可能</p>	国庫負担1/2～ 事業量/標準税収入に 応じて措置	※	特別交付税措置 (当年度) 災害救助費×0.4 (地方負担額限度)
国庫負担1/2～ 事業量/標準税収入に 応じて措置	※	特別交付税措置 (当年度) 災害救助費×0.4 (地方負担額限度)			

区 分	国 庫 負 担 等				
現 年 災 災 害 給 付 及 慰 び 金 災 害 援 護 障 害 金 見 の 舞 貸 金 付 の け	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害弔慰金               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 支給対象者 災害により死亡した者の遺族</li> <li>(2) 支給額 主に生計を維持している者の場合 死亡者1人当たり500万円（その他の場合250万円）</li> <li>(3) 支給主体 市町村</li> <li>(4) 負担割合 国 <math>\frac{2}{4}</math> 県 <math>\frac{1}{4}</math> 市町村 <math>\frac{1}{4}</math></li> </ol> </li> <li>2. 災害障害見舞金               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 支給対象者 災害による負傷等により障害の残った住民</li> <li>(2) 支給額 主に生計を維持している者の場合 障害者1人当たり250万円（その他の場合125万円）</li> <li>(3) 支給主体 市町村</li> <li>(4) 負担割合 国 <math>\frac{2}{4}</math> 県 <math>\frac{1}{4}</math> 市町村 <math>\frac{1}{4}</math></li> </ol> </li> <li>3. 災害援護資金               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 適用条件 災害による生活の立て直しのための資金</li> <li>(2) 融資限度 一世帯350万円以内</li> <li>(3) 償還期間 10年以内（据置期間含）※据置期間3年（特別の場合5年）</li> <li>(4) 金利 年3%（据置期間無利子）</li> <li>(5) 融資主体 市町村</li> <li>(6) 貸付資金                   <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>都道府県 市町村（指定都市を除く。）が貸付した額の全額を無利子貸付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国 都道府県及び指定都市が貸付した額の <math>\frac{2}{3}</math> を無利子貸付</td> </tr> </table> </li> </ol> </li> </ol> <p>（災害弔慰金の支給等に関する法律3条，7条～12条）</p>	{	都道府県 市町村（指定都市を除く。）が貸付した額の全額を無利子貸付		国 都道府県及び指定都市が貸付した額の $\frac{2}{3}$ を無利子貸付
{	都道府県 市町村（指定都市を除く。）が貸付した額の全額を無利子貸付				
	国 都道府県及び指定都市が貸付した額の $\frac{2}{3}$ を無利子貸付				
防 災 集 団 移 転 促 進 事 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 適用条件 移転戸数が20戸以下の場合10戸以上，移転戸数が20戸以上の場合半分以上の戸数の住宅を集团的に建設する場合</li> <li>2. 補助対象事業 住宅団地の用地の取得，造成，住宅建設等の助成，公共施設整備（集会施設，飲用水供給施設の建設等），農地等の買取り，農林水産業に係る生産基盤整備等，移転費助成</li> <li>4. 補助率 <math>3/4</math>            （防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特例措置等に関する法律2条，7条）</li> </ol>				
活 動 火 山 避 難 施 設 等 整 備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難施設緊急整備計画に基づく事業            毎年度，政府は国の財政の許す範囲内で予算に計上し，補助金を交付する。（活動火山対策特別措置法17条）</li> <li>2. 防災営農施設整備計画等に基づく事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算の範囲内で補助（同法20条）</li> <li>(2) 被害農林漁業者への資金の融資措置（同法21条）</li> </ol> </li> <li>3. 降灰除去事業            市町村が行う降灰除去事業（補助災害復旧事業を除く）<math>2/3</math>以内補助（同法22条）</li> <li>4. 教育施設等降灰防除施設整備事業  <math>2/3</math>以内補助（同法24条）</li> <li>5. 病院等医療施設事業者への資金の融資措置（同法25条）</li> <li>6. 中小企業者への資金の融資措置（同法26条）</li> </ol>				

地 方 債	交 付 税	
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R元年度)
		(土木の項参照)
対象事業費の90%		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村分 (1)～(3) の合算額 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) その年度における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づく国の補助金を伴う防災集団移転促進事業の地方負担額のうち、一般財源を充当すべき額×0.5</li> <li>(2) 防災集団移転促進事業に係る地方債のその年度の元利償還額×0.8</li> <li>(3) 防災集団移転促進事業に係る都道府県貸付金のその年度の元利償還額×0.5</li> </ul> </li> </ul>
地財法5条1項各号以外の経費にも地方債を財源とできる。 (活動火山対策特別措置法18条) 対象事業費の90%		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県分 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)～(2) の合算額 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国の補助金を伴う活動火山対策事業の地方負担額のうち、一般財源を充当すべき額×0.8</li> <li>(2) 単独事業として実施する活動火山対策事業のうち一般財源を充当すべき額×0.5</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 市町村分 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)～(3) の合算額 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国の補助金を伴う活動火山対策事業の地方負担額のうち、一般財源を充当すべき額×0.8</li> <li>(2) 単独事業として実施する防災営農施設整備事業のうち、一般財源を充当すべき額×0.8</li> <li>(3) 単独事業として実施する活動火山対策事業( (2)に係る事業を除く。 )のうち一般財源を充当すべき額×0.5</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

区分	国庫負担等
急傾斜地崩壊防止地施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助対象 都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事</li> <li>○ 補助率 1/2 以内 (工事費から受益負担金を控除した額) (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律12条, 21条, 同政令4条)</li> </ul>
が住宅地近接等危険業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がけ地等災害危険区域からの住宅の移転事業</li> <li>○ 補助対象及び補助率 (予算補助) 除却費等 1/2 (補助対象限度額 78万円/戸) 建物助成費 (一般) 1/2 ( " 406万円/戸……建物310万円, 土地96万円) 指導監督交付金 10/10 建物助成費 (特殊土壌等) 1/2 ( " 708万円/戸……建物444万円, 土地206万円, 敷地造成58万円)</li> </ul>
自防然止災害業	<p>災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害発生時に危険な区域において, 災害の発生を予防し, または, 災害の拡大を防止するために単独で実施する治山, 砂防, 地すべり, 河川, 林地崩壊, 急傾斜地崩壊, 農業水利施設, 海岸保全等の事業を対象とするものであること (地方債)。</p>
地震	<p>消防施設, 社会福祉施設, 公立文教施設の補助の特例 (地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助率 消防施設 1/2 社会福祉施設 2/3 公立文教施設 1/2 (政令で定める基準に該当する場合2/3)</li> </ul>
豪雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公立文教施設補助率のかさ上げ (豪雪地帯対策特別措置法15条)</li> <li>② 基幹的市町村道の道府県代行 ( 同 法 14条)</li> <li>③ 除雪, 防雪, 凍雪害防止経費の国庫補助金等の特例 (道路) (積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法5条の2, 6条)</li> <li>④ 学校, 社会教育施設, 社会福祉施設に係る除雪経費の補助 (豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法)</li> </ul>

- (注) 1. 標準税収入とは, 地方公共団体が地方税法に定める当該地方公共団体の普通税 (法定外普通税を除く。) につから法定外普通税及び目的税が除かれるのは当然, 国有資産等所在都道府県交付金並びに国有資産等所在市町村  
2. 過年災及び連年災については, 現年災と異なる取扱いの場合のみ記した。

	国庫負担等	
	一般災害の場合	激甚災害の場合
鉄道災害復旧	<p>1. 適用条件 (1) 復旧費が運輸収入の10%以上であること (2) 鉄道事業が過去3ヶ年欠損又は営業損失等があること (3) 全事業が過去3ヶ年欠損又は営業損失等があること (4) 過去3ヶ年の平均輸送密度 (人/日キロ) が8,000人未満であること (鉄道軌道整備法施行規則第15条の3第3項等)</p> <p>2. 国庫補助率 復旧事業費の <math>\frac{1}{4}</math> 以内 (自治体との協調補助要件あり) (鉄道軌道整備法施行令第2条)</p>	なし
地方管理空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 滑走路等又は空港用地の災害復旧工事 国庫補助率 (法律補助) <math>\frac{8}{10}</math></li> <li>○ 排水施設等の災害復旧工事 国庫補助率 (予算補助) <math>\frac{8}{10}</math> 以内 (空港法第10条)</li> </ul>	なし

地 方 債	交 付 税	
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税 (R元年度)
地方負担額の90%		
		がけ地近接危険住宅移転事業（国庫補助）に係る 地方負担額×0.5
対象事業費の $\frac{100}{100}$	起債の元利償還金× $\frac{28.5}{100}$ (財政力補正により $\frac{57}{100}$ まで)	
各事業別充当率による。	左の元利償還金の $\frac{50}{100}$	なし
対象事業費の $\frac{80}{100}$ (一般補助施設整備等事業 債のうち豪雪対策分)	積雪補正	除排雪経費 (左のうち経常分の措置額を超えるものに限る。)

いて標準税率をもって地方交付税法で定める方法により算定した地方税の収入見込額をいう。したがって、対象となる税交付金も除かれるものである。

地方債	交付税	
	普通交付税	特別交付税
な し		○道府県分 鉄道軌道整備法第8条第4項の規定に基づき国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に0.5を乗じて得た額
地方負担額の $\frac{100}{100}$	左の元利償還金の $\frac{95}{100}$	

# 災害救助法適用日と激甚災害の指定について

災害名	※カッコ内の数字は災害救助法の適用号数	災害救助法適用日	激甚災害の指定（局激は除く） 指定の方針	
			閣議決定	公布
東北地方太平洋沖地震 （東日本大震災）	岩手県（4号）全13市16町5村、宮城県（4号）全13市21町1村、福島県（4号）全13市31町15村、青森県（4号）1市1町、茨城県（4号）28市7町2村、栃木県（4号）8市7町、千葉県（4号）6市1区1町、東京都（4号）23区23市1町、長野県（4号）1村、新潟県（4号）2市1町	H23. 3. 11	H23. 3. 12	H23. 3. 13
平成26年台風12号	高知県（1号）1町	H26. 8. 3	H26. 9. 5	H26. 9. 10
平成26年台風11号	高知県（4号）1市2町、徳島県（4号）1町	H26. 8. 9	H26. 9. 5	H26. 9. 10
平成26年8月15日からの大雨	京都府（4号）1市、兵庫県（4号）1市	H26. 8. 17	H26. 9. 5	H26. 9. 10
平成26年8月19日からの大雨	広島県（4号）1市	H26. 8. 20	H26. 9. 5	H26. 9. 10
平成27年9月関東・東北豪雨	茨城県（4号）2町8市、栃木県（4号）2町6市、宮城県（4号）4町4市	H27. 9. 9	H27. 10. 6	H27. 10. 7
平成28年熊本県熊本地方の地震	熊本県（4号）14市23町8村	H28. 4. 14	H28. 4. 25	H28. 4. 17
平成28年台風第10号	北海道（4号）1市17町2村、岩手県（4号）5市4町3村	H28. 8. 30	H28. 9. 16	H28. 9. 23
<b>H29. 12. 21 中央防災会議において激甚災害指定の運用を見直し</b>				
平成30年7月豪雨	高知県（4号）6市2町1村、鳥取県（4号）1市9町、広島県（4号）9市4町、岡山県（4号）12市4町1村、京都府（4号）6市3町、兵庫県（4号）9市6町、愛媛県（4号）4市2町、岐阜県（4号）13市6町2村、岡山県（1号）1町、岡山県（3号）2市1町、福岡県（1号）2市、島根県（1号）1市1町、山口県（1号）1市、愛媛県（2号）1市、広島県（2号）2市	H30. 7. 5	H30. 7. 24	H30. 7. 15
平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震	北海道（4号）35市129町15村	H30. 9. 6	H30. 9. 28	H30. 10. 1
令和元年8月の前線に伴う大雨	佐賀県（4号）10市10町	R1. 8. 28	R1. 10. 11	R1. 9. 4
令和元年台風第15号の影響による停電	千葉県（4号）25市15町1村	R1. 9. 9	R1. 10. 11	R1. 9. 20
令和元年台風第19号	岩手県（4号）6市5町3村、宮城県（4号）14市20町1村、福島県（4号）13市30町12村、茨城県（4号）24市6町、栃木県（4号）11市8町、群馬県（4号）12市13町5村、埼玉県（4号）29市18町1村、東京都（4号）17市3町1村、神奈川県（4号）11市7町1村、新潟県（4号）3市、山梨県（4号）10市6町4村、長野県（4号）16市13町14村、栃木県（2号）1市、栃木県（1号）1市、静岡県（1号）1市1町	R1. 10. 12	R1. 10. 29	R1. 10. 14
令和2年7月豪雨	山梨県（4号）13市16町2村、長野県（4号）4市4町6村、岐阜県（4号）6市、島根県（4号）1市、福岡県（4号）4市、佐賀県（4号）1市、熊本県（4号）9市12町5村、大分県（4号）2市2町、鹿児島県（4号）9市2町	R2. 7. 4	R2. 8. 25	R2. 7. 10
				非常災害対策本部会議 （第3回首相発言）
				非常災害対策本部会議 （第5回首相発言）

※法適用日が複数ある場合は当該災害の初日を記載している。

〔出典〕内閣府資料を基に研究会作成

# 中期的な財政収支の試算（平成30年8月見直し）

【参考】  
熊本県資料

## 1 趣旨

- ◆ 蒲島県政において、1期目の平成21年2月に財政再建戦略を策定し、当時危機的であった県財政健全化の取組みを集中的に進めてきた。これにより、財政調整用4基金の増加や通常県債残高の減少基調の確立などの成果を上げてきた。
- ◆ そのような中、平成28年4月に未曾有の被害をもたらした熊本地震が発生し、震災からの復旧・復興に計画的かつ迅速に取り組む必要があることから、平成29年5月に、蒲島県政3期目の財政見通しを示すとともに、熊本地震関連事業に係る県債の償還が本格化する時期までの中期的な財政収支試算を行ったところ。
- ◆ 今回は、平成30年度当初予算をベースに、災害復旧事業等の進捗状況を踏まえるとともに、平成29年5月公表後に発生した新たな財政需要を反映するなどして再試算を行ったもの。
- ◆ 前回計上した熊本地震関連事業やクルーズ船受入環境の向上、国際スポーツ大会の開催など4カ年戦略に掲げる主要事業等の精査に加え、県央広域本部・防災センター合築庁舎経費等、新たな財政需要も踏まえて試算した。

## 2 試算の前提

- ① 推計期間 平成30年度～平成35年度
- ② 対象会計 一般会計
- ③ 経済成長率 経済成長率は考慮しない
- ④ 試算方法 平成30年度当初予算を発射台として試算  
各項目の試算方法は下表のとおり

### 【歳出】

義務的経費	
人件費	・給与、退職手当等の所要額を勘案して算定
扶助費	・平成31年10月の消費税増税に伴う社会保障費の充実（増収分は全て扶助費に充当）及び今後の伸びを加味して推計
公債費	・既に借り入れている分については、償還計画により算定 ・新たに借り入れる分については、発行見込額を基礎に理論計算
投資的経費	・熊本地震関連事業や計画的に実施する県有施設の整備等多額の経費を要する事業は所要見込額、その他は平成30年度当初予算と同額
その他の経費	・熊本地震関連事業や大規模イベント等多額の経費を要する事業、法定負担金等は所要見込額、その他は平成30年度当初予算と同額

### 【歳入】

一般財源	
県税	・平成31年10月から消費税率10%で試算 ・その他、現時点で見込まれる制度改正等を加味して推計
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	・今後の変動要素等を加味して推計 ・熊本地震関連事業に対する地方財政措置等を反映して推計
その他	・現時点で見込まれる制度改正等を加味して推計
県債 (臨財債、行革債等除く)	・適債事業及び起債充当率を勘案して推計
国庫支出金、その他	・熊本地震関連事業等への充当分は、所用見込額 ・その他は平成30年度当初予算におけるシェアを事業費に連動して計上

### 3 試算の結果

○平成30年度当初予算を踏まえた中期財政収支試算（今回試算）

#### 【歳出】

（単位：億円）

区分	H30 当初	H31 見込額	H32 見込額	H33 見込額	H34 見込額	H35 見込額
1 義務的経費	3,847	3,834	3,876	3,916	3,969	4,017
人件費	1,757	1,749	1,737	1,732	1,717	1,721
扶助費	1,032	1,069	1,140	1,159	1,181	1,203
公債費	1,059	1,016	999	1,025	1,072	1,093
うち、熊本地震関連分	2	16	26	51	77	99
2 投資的経費	1,751	1,492	1,354	1,279	1,287	1,158
うち、熊本地震関連分	522	305	190	175	165	73
3 その他の経費	2,740	2,604	2,568	2,599	2,558	2,518
うち、熊本地震関連分	701	487	423	363	323	289
① 歳出合計	8,338	7,930	7,798	7,794	7,814	7,693
うち、熊本地震関連分	1,227	809	640	590	565	461

#### 【歳入】

区分	H30 当初	H31 見込額	H32 見込額	H33 見込額	H34 見込額	H35 見込額
1 県税、地方交付税等（臨財債含む）	4,865	4,896	5,028	5,080	5,128	5,171
2 県債（臨財債、行革債等除く）	643	588	523	464	481	406
3 国庫支出金、その他	2,491	2,100	1,962	1,899	1,843	1,766
② 歳入合計	7,999	7,584	7,513	7,443	7,452	7,343
③ 財源不足額（②－①）	▲ 339	▲ 346	▲ 285	▲ 351	▲ 362	▲ 350

#### 【財源対策】

区分	H30 当初	H31 見込額	H32 見込額	H33 見込額	H34 見込額	H35 見込額
行政改革推進債等	27	0	0	0	0	0
繰越金等の活用	312	267	267	267	267	267
④ 財源対策合計	339	267	267	267	267	267

財源対策後財源不足額（③＋④）	0	▲ 79	▲ 19	▲ 85	▲ 95	▲ 83
-----------------	---	------	------	------	------	------

財政調整用4基金残高	82	82	82	82	82	82
------------	----	----	----	----	----	----

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

#### [今回試算結果のポイント]

- 熊本地震関連事業等の精査による事業費の減や借入額・借入利率の確定に伴う公債費の減等により、各年度の予算規模は歳出・歳入ともに前回試算よりも減となっている。
- 財政調整用4基金残高を平成31年度以降も82億円確保することを前提とする場合、各年度19～95億円の財源不足額が生じる見込み。
- 前回試算時には判明していなかった新たな財政需要を反映して試算した結果、財源不足額は各年度での増減はあるものの前回試算から大きく悪化はしておらず、各年度の予算編成過程を通じた事業の更なる見直しや収支改善に向けた取組み等により、対応していくことは可能な状況。
- 平成31年度以降の財源不足額を解消するため、引き続き効率的な予算の執行等に取り組むとともに、更なる収支改善に向けた対策を検討し、かつ、国に対しても更なる財政支援を要望していく。

○平成29年度当初予算を踏まえた中期財政収支試算（前回試算）

【歳出】

（単位：億円）

区分	H29 当初	H30 見込額	H31 見込額	H32 見込額	H33 見込額	H34 見込額	H35 見込額
1 義務的経費	3,821	3,854	3,936	3,934	3,967	3,987	4,011
人件費	1,733	1,734	1,730	1,722	1,719	1,703	1,709
扶助費	1,015	1,027	1,119	1,151	1,160	1,168	1,176
公債費	1,073	1,094	1,087	1,060	1,089	1,117	1,127
うち、熊本地震関連分	5	28	34	38	82	96	113
2 投資的経費	1,855	1,683	1,489	1,339	1,158	1,153	1,116
うち、熊本地震関連分	591	419	298	180	85	91	52
3 その他の経費	3,181	3,102	3,131	3,154	3,057	3,033	3,004
うち、熊本地震関連分	1,135	1,072	973	974	865	814	789
① 歳出合計	8,857	8,639	8,555	8,427	8,182	8,174	8,131
うち、熊本地震関連分	1,733	1,520	1,306	1,192	1,033	1,001	954

【歳入】

区分	H29 当初	H30 見込額	H31 見込額	H32 見込額	H33 見込額	H34 見込額	H35 見込額
1 県税、地方交付税等（臨財債含む）	4,871	4,857	5,031	5,110	5,099	5,102	5,108
2 県債（臨財債、行単債等除く）	599	695	575	506	397	390	389
3 国庫支出金、その他	3,061	2,734	2,607	2,516	2,383	2,331	2,274
② 歳入合計	8,531	8,286	8,214	8,132	7,879	7,823	7,771
③ 財源不足額（②－①）	▲ 326	▲ 353	▲ 341	▲ 295	▲ 303	▲ 351	▲ 360

【財源対策】

区分	H29 当初	H30 見込額	H31 見込額	H32 見込額	H33 見込額	H34 見込額	H35 見込額
行政改革推進債等	21	14	0	0	0	0	0
繰越金等の活用	305	266	266	266	266	266	266
④ 財源対策合計	326	280	266	266	266	266	266

財源対策後財源不足額（③＋④）	0	▲ 73	▲ 76	▲ 29	▲ 37	▲ 85	▲ 94
-----------------	---	------	------	------	------	------	------

財政調整用4基金残高	84	84	84	84	84	84	84
------------	----	----	----	----	----	----	----

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

【参考①】

平成20年6月に行った中期的な財政収支の試算では、「財源対策後財源不足額」が▲148～▲245億円生じると見込まれたため、平成21年2月に財政再建戦略を策定し、歳入・歳出両面の改革に取り組みました。

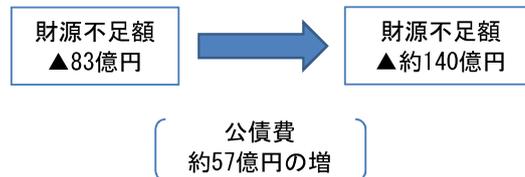
平成20年6月の中期的な財政収支の試算における財源不足額

	H21	H22	H23	H24
財源対策後財源不足額(億円)	▲ 148	▲ 205	▲ 245	▲ 226

【参考②】

- 平成35年度以降について、大まかな試算では、熊本地震関連の公債費は、平成41年度にピークを迎え約130億円となり、その後は減少傾向になると見込まれます。
- 公債費全体では、平成43年度にピークを迎え約1,150億円となり、その後は減少傾向になると見込まれます。
- 平成35年度の財源不足額83億円をベースに、公債費がピークとなる平成43年度の財源不足額を公債費以外を平成35年度と同一条件で試算すると、83億円が約140億円となり、平成20年度「財政再建戦略」策定時の財源不足額148億円に近付いていきます。

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H41	H43 (H35比)	H45
公債費(億円)	1,059	1,016	999	1,025	1,072	1,093	約1,140	約1,150(+約57)	約1,110
うち、熊本地震関連分	2	16	26	51	77	99	約130	約130(+約31)	約110

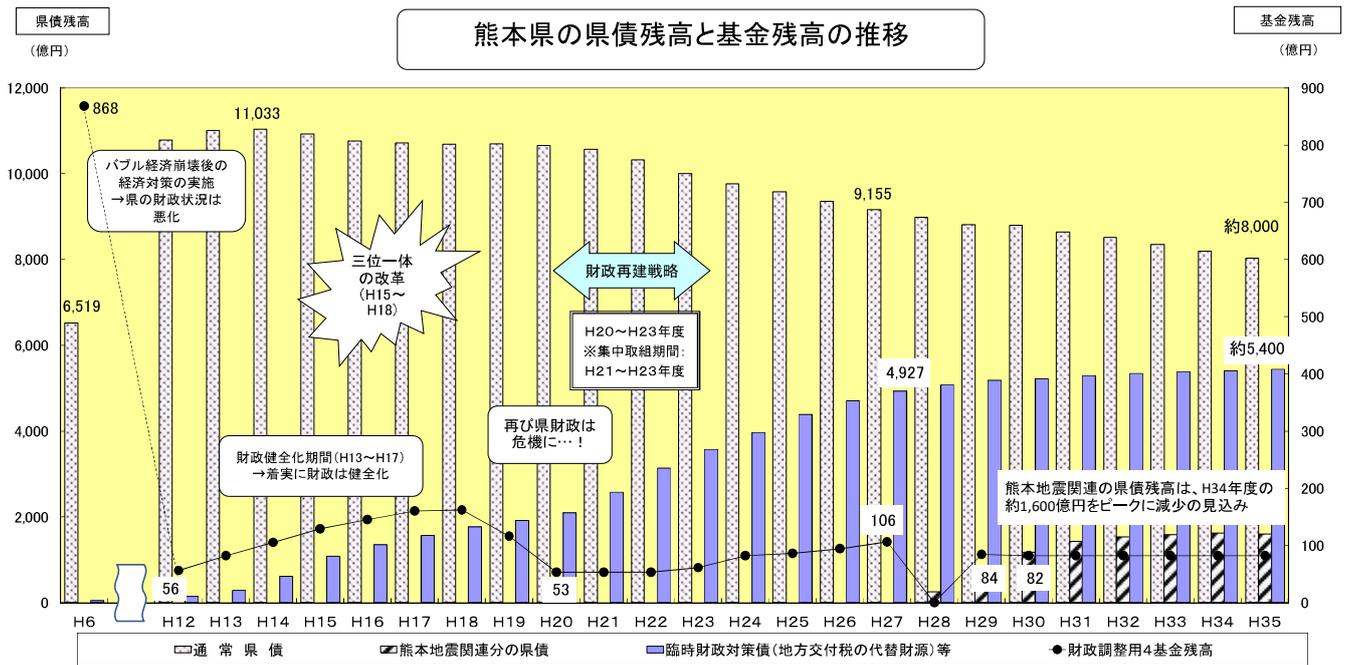


- 平成43年度に公債費はピークを迎えますが、熊本地震関連県債の償還額に関しては、手厚い交付税措置が見込まれ県の実質負担額は少なくなります。また、これまで進めてきた財政健全化の効果により、通常県債の償還額は減少傾向にあることから、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める早期健全化基準に達するような危機的状況にはありません。
- また、平成28年度から平成30年度（9月補正後）まで総額で8,579億円の地震関連事業費を計上しましたが、国からの手厚い支援により地方負担が大幅に軽減され、県が実質的に負担する額は437億円になり、実質負担率は5.1%と見込んでいます。

	地震関連事業費	実質負担額	実質負担率
H28～H30.9月補正後までの予算額累計(億円)	8,579	437	5.1%

- 今後、景気動向や地方財政を巡る動き、新たな課題への対応など先行きが見通せない部分もあり、熊本地震からの復旧・復興に関する国の中長期的な支援が不可欠です。引き続き、将来世代に過大な債務を残さないことを基本に、蒲島県政で進めてきた通常県債を増加させない健全な財政運営に取り組み、国からの支援と県自らの努力を両輪として、熊本地震からの速やかな復旧・復興を推進していきます。

【参考③】



※県債残高は、一般会計＋公債管理特別会計ベース。基金残高は、財政調整用4基金の合計。  
 ※H30年度以降は見込み

【参考④】

